

福井市自転車利用環境整備計画〔改定版〕

～ ふくいサイクルプラン ～



平成 27 年 3 月

福井市

はじめに

福井市では、平成 19 年に福井市自転車利用環境整備計画を策定し、持続可能な都市の実現に向け、人や環境にやさしいコンパクトなまちづくりを目指して、自転車の利用促進に取り組んできました。

また、平成 24 年に第六次福井市総合計画を策定し、自然・活気・誇りにみちた人が輝くまちづくりを進めており、平成 28 年の福井駅西口再開発ビル及び駅前広場の完成を目指すとともに、平成 30 年の福井国体開催や北陸新幹線の福井延伸を見据えた環境整備に努めているところです。

そのような中、平成 25 年に県都デザイン戦略が策定され、市中心部における長期的な整備の方策が示されており、県都の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

このような状況を踏まえつつ、計画策定から約 7 年が経過しており、人口減少や少子高齢化、地球温暖化問題など、社会情勢が大きく変化していることから、新たなアイデアを取り入れて本計画の改定を行うこととしました。

この計画を実施するにあたり、市民、関係団体と思いを共有し、具体的施策の実現に向けて様々な事業に取り組んでいきます。

平成 27 年 3 月

目次

第1章	改定の趣旨	1
第1節	改定の目的	1
第2節	計画の位置付け	2
第2章	自転車利用環境の現状と課題	3
第1節	自転車を取り巻く環境	3
第2節	福井市の状況	6
第3節	これまでの取組	12
第3章	計画の目標	27
第1節	計画の目標	27
第2節	基本方針	28
第3節	施策体系	29
第4章	自転車利用環境整備の方針	30
第1節	〔はしる〕自転車通行空間の整備	31
第2節	〔とめる〕自転車駐車場の整備	35
第3節	〔つかう〕自転車利用の促進	38
第4節	〔まもる〕自転車利用ルール・マナーの啓発	42
第5節	関連計画等	44
第6節	実施スケジュール	47
【資料】		48
	策定及び改定の経緯	48
	自転車の主な交通ルール	50

第1章 改定の趣旨

第1節 改定の目的

平成19年6月に福井市自転車利用環境整備計画を策定してから約7年が経過しました。この間、福井市においては、平成24年に第六次福井市総合計画を策定し取組を進めており、福井駅西口再開発ビルの平成28年完成を目指すとともに、平成30年の福井国体開催や北陸新幹線の福井延伸を見据えた環境整備に努めているところです。そうした中、人口減少や少子高齢化、地球温暖化問題など社会情勢の変化により、市民の価値観やライフスタイルが多様化し“まちづくり”に求められるニーズも一層高度で複雑になっています。

近年、環境に優しく健康に良い乗り物として自転車への注目が高まっていると同時に、自転車と歩行者の事故が社会問題となっており、平成24年に国が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定するなど、対策を強化しています。

このような状況を踏まえつつ、福井市では、持続可能な集約型の都市構造への変換に取り組んでおり、身近な交通手段である自転車の更なる活用が重要となってきます。

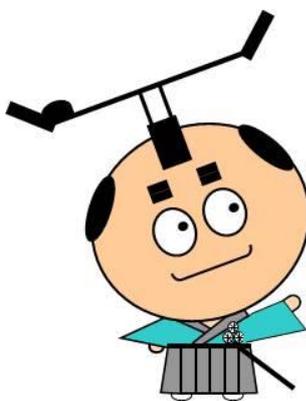
具体的には、放置自転車や中心市街地における路上駐輪などの課題への対応、自転車駐車場や通行環境の整備、サイクルシェアなどの利用推進に取り組んでいくことも求められています。

このため、今後の社会情勢の変化を見据えながら、様々な利点をもつ自転車を活用して魅力あるまちづくりを進めていくことを目的として、本計画の改定を行い具体的な方針を定めるものです。

福井市自転車利用推進 マスコットキャラクター



ちゃり姫



朝倉エコカゲ

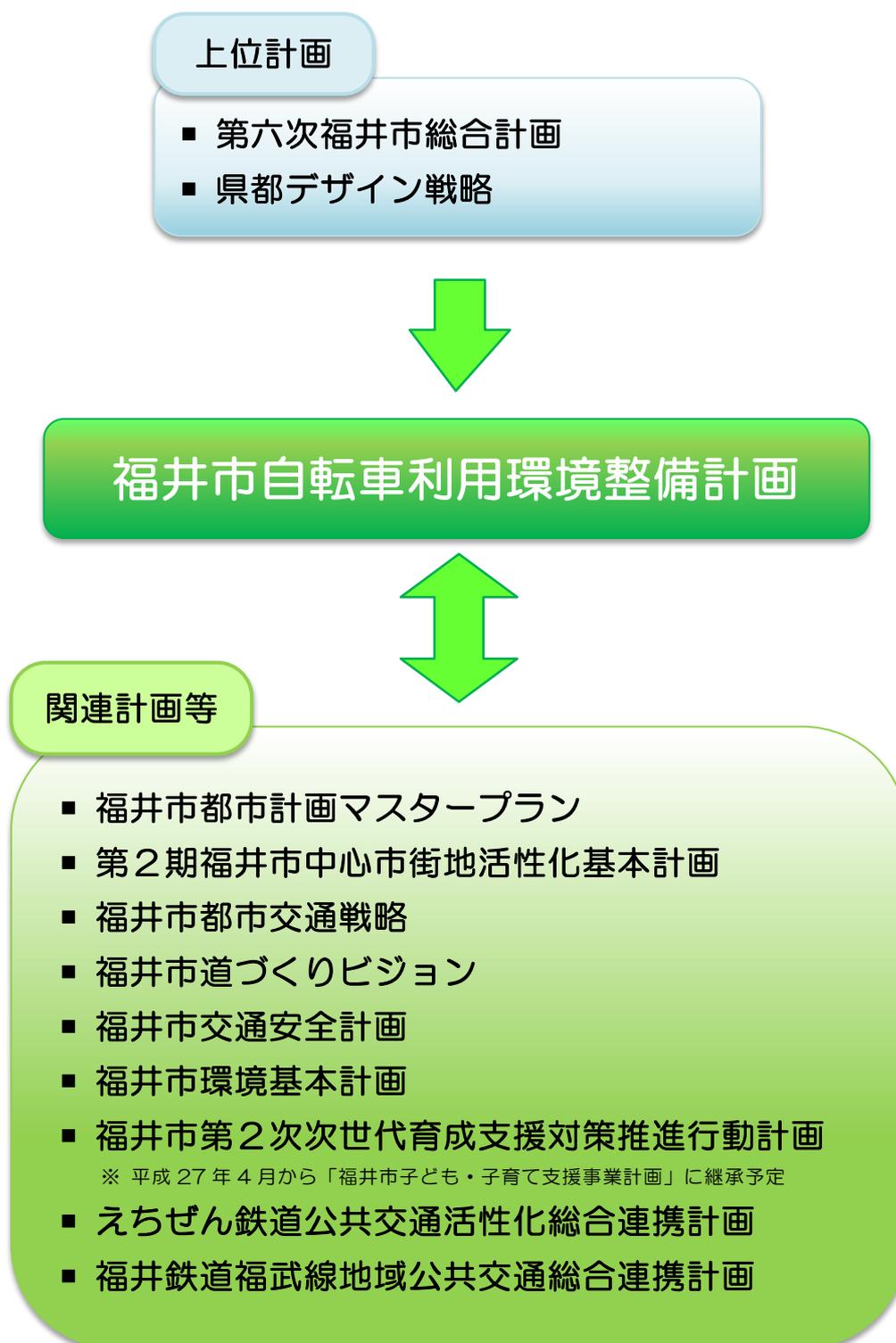


チロリン娘。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「第六次福井市総合計画」及び「県都デザイン戦略」を上位計画とし、自転車利用環境整備に関する取組を更に推進するものとして改定します。

また、「福井市都市計画マスタープラン」や「第2期福井市中心市街地活性化基本計画」など関連する計画等との整合性を図りながら取り組みます。



第2章 自転車利用環境の現状と課題

第1節 自転車を取り巻く環境

1 国の自転車関連施策

近年、環境にやさしく経済的で健康増進が図れるなど様々な利点をもっている自転車を活用したまちづくりの取組が、全国的に広まっています。

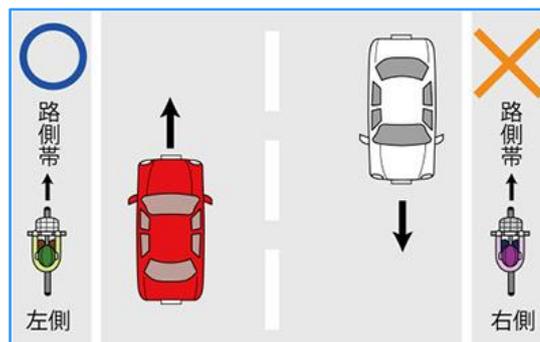
一方、自転車専用の通行空間が不十分であり、交通ルールの遵守が徹底されておらず自転車の事故が社会問題となっているなど課題があります。

こうした状況を受け、自転車の利用環境に関するガイドラインが示されるなど、国において、様々な取組が進められています。(表1)

■表1 国の自転車関連施策

年月	名称	内容
平成14年3月	地球温暖化対策推進大綱の制定 (環境省)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車道、自転車駐車場など自転車利用環境整備の推進 自転車利用の普及啓発
平成17年4月	京都議定書目標達成計画の策定 (環境省)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の自転車の利用促進 国民による自転車の利用促進など省CO2型の生活への取組
平成20年7月	国土形成計画【全国計画】 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用環境の整備推進 自転車専用走行空間の整備推進
平成23年3月	第9次交通安全基本計画 (内閣府 中央交通安全対策会議)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車道等の通行空間整備推進 ルール、マナーの啓発 自転車駐車場の整備推進
平成23年10月	良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について (警察庁通達)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車通行環境の確立 ルール周知、安全教育の推進 指導取締りの強化
平成24年11月	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (国土交通省及び警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車通行空間の計画・設計 利用ルールの徹底 自転車利用の総合的な取組
平成24年11月	自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 自転車駐輪実態の詳細な把握 利用特性に応じた整備
平成24年12月	自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言(警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に応じた安全教育 交通ルールの指導取締り
平成25年12月	道路交通法改正 (警察庁)	<ul style="list-style-type: none"> 右側路側帯の通行禁止(図1) ブレーキ検査、運転停止命令

■図1
自転車の道路右側路側帯の通行禁止



2 自転車利用のメリット・デメリット

自転車は身近な乗り物であり、様々な世代の人が多く利用しています。手軽な交通手段のひとつではありますが、利用するにあたってはその特性をよく理解する必要があります。（表2）

■表2 自転車利用のメリット・デメリット

主 体	メリット	デメリット
利用者 （自動車から乗り換えた場合）	<ul style="list-style-type: none"> ①手軽な交通手段であること ②初期投資額が少ない・維持経費が少ない など経済的 ③運動による肉体的・精神的な健康増進 ④レクリエーション手段の確保 ⑤自動車交通事故の回避 ⑥渋滞などのストレス回避 	<ul style="list-style-type: none"> ①天候に左右される ②自転車盗難被害の可能性 ③事故の被害者、加害者になる可能性 ④荷物運搬量が少ない
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ①公共交通利用者の集客数の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ①公共交通利用者からの転換による乗降客の減少の可能性
企業・商業施設等	<ul style="list-style-type: none"> ①社員の心身の健康増進による業務能率の向上 ②専用駐車場の土地及び管理費の節約 ③通勤手当費や健康保険費の削減 ④環境にやさしい企業イメージの向上 ⑤車による来場者の削減に伴う周辺地域への負荷の軽減、クレームの減少 ⑥来訪者の施設滞留時間の増加によるぎわいの増加 ⑦駐車料金による心理的な来場抵抗の減少 ⑧自転車による来店回数の増及び売上げの増加 	<ul style="list-style-type: none"> ①従業員が事故の被害者、加害者になる可能性 ②需要に応じた自転車駐車場整備の負担増 ③季節や天候により業務や収益等に影響を受ける可能性
地域・自治体	<ul style="list-style-type: none"> ①公害（温室効果ガス、騒音等）の減少 ②自動車削減による交通渋滞緩和 ③住宅地内での交通事故減少 ④財政負担の削減 ⑤中心市街地の活性化 ⑥渋滞緩和による道路整備費用の削減、都市構造の転換の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ①放置自転車による景観の悪化が懸念 ②自転車交通事故の増加の可能性 ③路上駐輪による歩行者の通行の阻害 ④歩行者・自転車・自動車通行の区分けが難しい ⑤マナーやルール逸脱の増加

参考文献：「自転車利用促進のためのソフト施策」古倉宗治著

3 自転車先進国の取組

自転車施策の先進地とされるヨーロッパでは、国をあげて自転車を活用した様々な取組が行われています。(表3)

■表3 自転車先進国の取組

国名	取組概要
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 国民1人1台以上の自転車を保有し、4人に1人が通勤や買物等に利用 1991年、国が「自転車マスタープラン」を策定 自転車レンタルシステムを導入し、会員数は10万人以上
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 2002年、「全国自転車計画」を策定し、自転車道の整備等を推進 2013年、「全国自転車計画2020年」を策定し、計画を推進
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 2007年、大気汚染軽減を目的としてコミュニティサイクルを導入し、年間3,500万回以上利用
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 2010年、コミュニティサイクルを導入し、都市環境の改善等を目的として自転車レーンの整備等も推進

世界の自転車政策（平成25年国土交通省作成資料）より

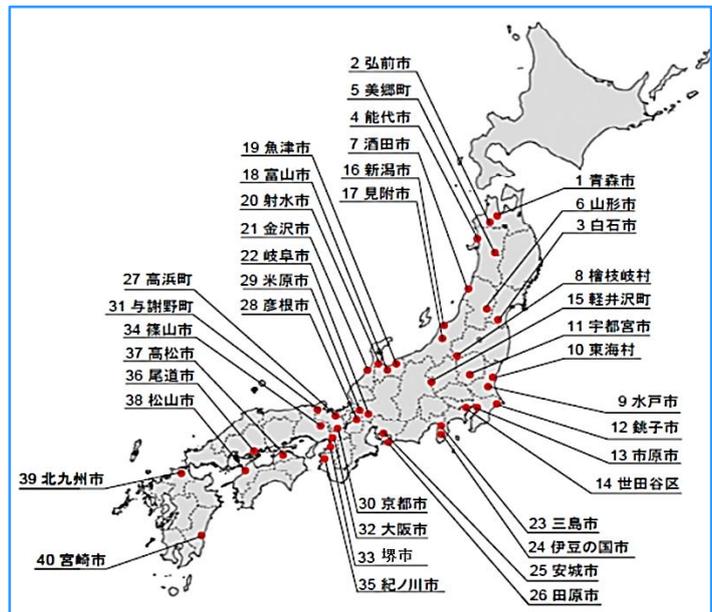
4 自転車先進自治体の取組

自転車の活用施策の一つとして“コミュニティサイクル”が注目を集めており、公共交通の機能補完などを目的として、全国的に広く展開されています。(図2、表4)

〔解説〕

〔コミュニティサイクルとは〕
一定の地域内に複数配置されたポート（自転車の貸出、返却を行う駐輪施設）間で、貸出・返却を行うことができる自転車共同利用システムであり、“サイクルシェア”とも呼ばれています。

■図2 コミュニティサイクル運用自治体



平成24年度国土交通省調査結果より

■表4 コミュニティサイクル導入の目的

①公共交通の機能補完	②地域の活性化
③観光戦略の推進	④環境負荷の軽減
⑤自動車利用の抑制	⑥放置自転車の削減

第2節 福井市の状況

1 地理的特色

福井市は、日本列島のほぼ中央に位置しており、九頭竜川、足羽川、日野川の三大河川の扇状地である福井平野に発達してきました。この福井平野は、福井県の北部に広がり、周囲は海や山で囲まれ、四季の変化がはっきりとしており、今から1500年ほど前に、この地にゆかりの深い継体(けいたい)天皇の治山治水事業によって、一面の沼沢地が肥沃な平野に生まれ変わったといわれています。

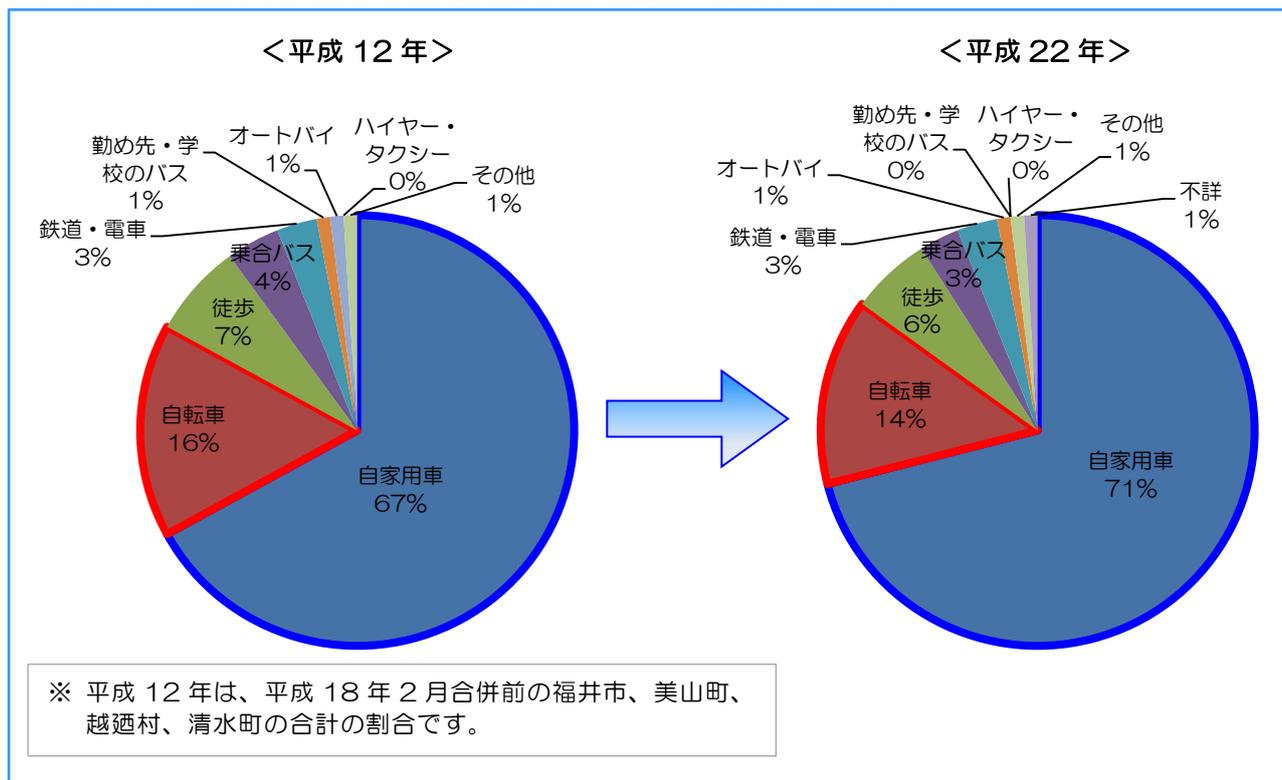
平成18年の市町村合併により、隣接する3町村と合併し、総面積約536.19km²、人口約27万人の都市となり県内人口の約34%を占めることとなりました。

市街地が平坦な地形であり、また、周辺には山や川、海などの自然が豊かであることから、自転車の日常的な利用やサイクリングなどの余暇利用に適しています。

2 自転車利用状況

福井市における通勤・通学時の利用交通手段の状況は、自転車の利用率が低下し、ますます自動車に依存する傾向にあります。(グラフ1)

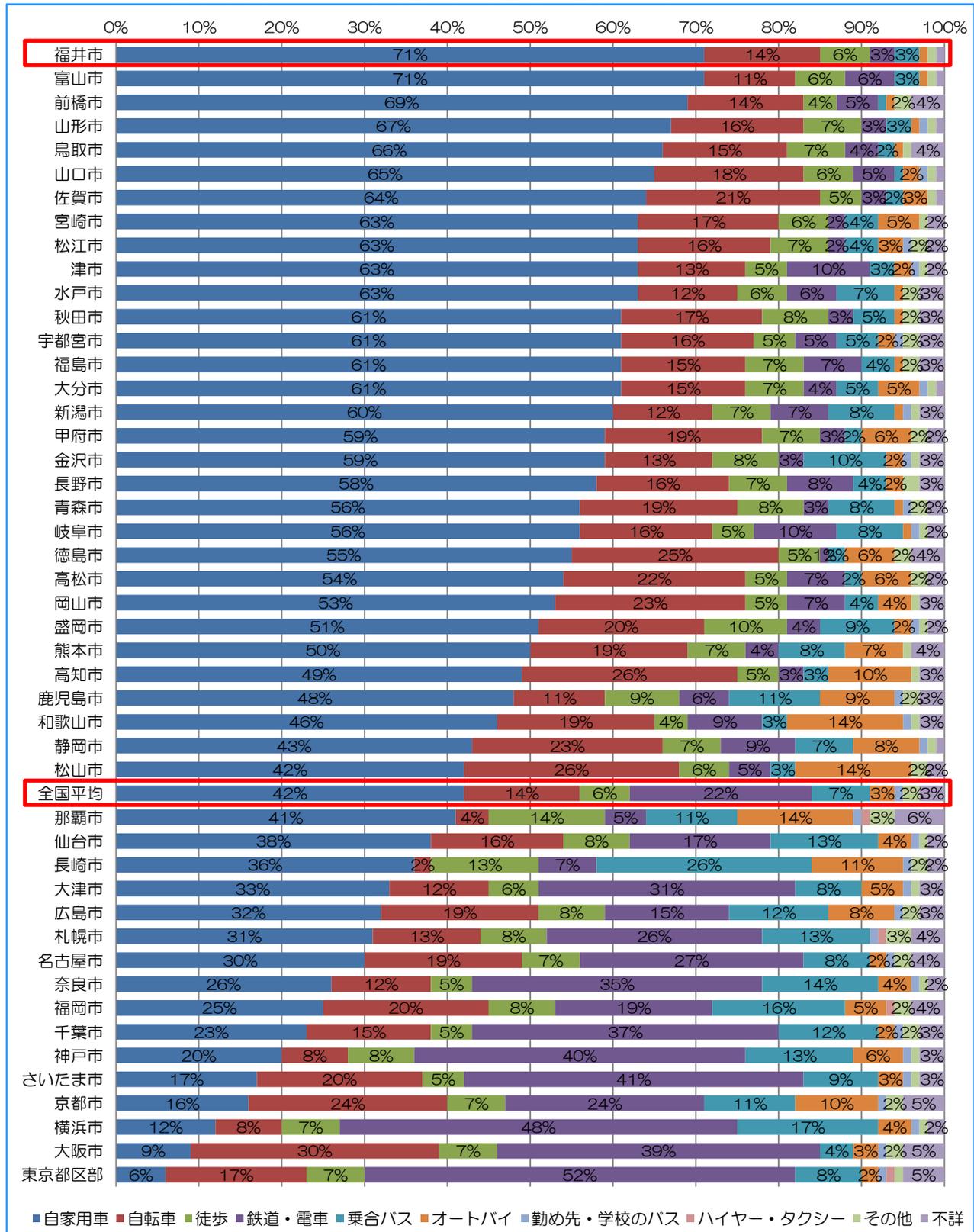
■グラフ1 福井市における利用交通手段(通勤・通学)の状況



国勢調査(平成12年・平成22年)より

県庁所在地における利用交通手段の状況を比較すると、福井市は、自動車の利用率が全国で最も高くなっており、車に大きく依存している状態といえます。(グラフ2)

■グラフ2 全国県庁所在地の利用交通手段（通勤・通学）の状況



国勢調査（平成22年）より

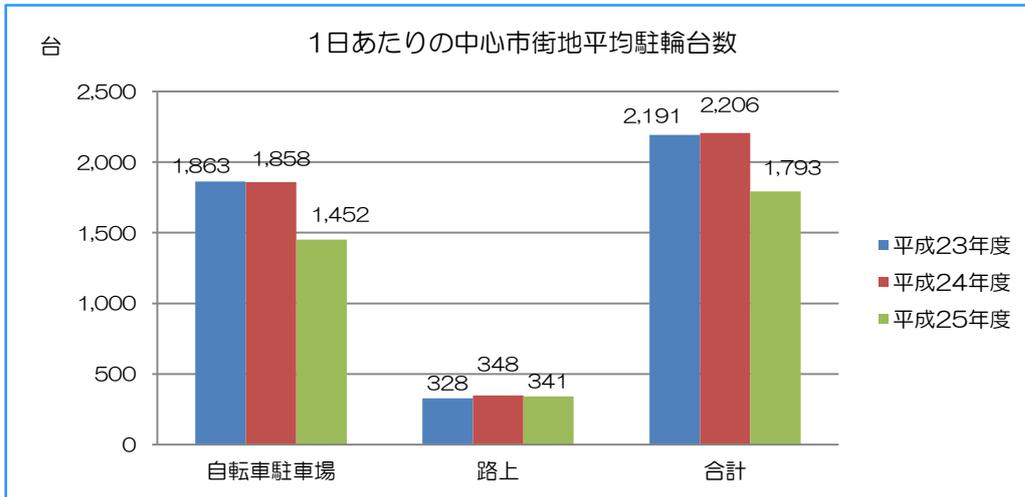
課題 自転車利用率の向上

車の利用が増加し自転車は減少する傾向にあり、全国で最も車に依存する状態であることから、温室効果ガス排出削減などのため、自転車の利用促進が必要です。

3 中心市街地における路上駐輪状況

中心市街地においては、路上駐輪は1日平均約340台程度あり、歩行者の通行の妨げや緊急時の障害となり、また、景観を著しく損なっています。バスや商業施設利用のための路上駐輪は、目的地付近にとめられている傾向があり、駐輪箇所は広範囲に分散している状況にあります。(グラフ3、図3)

■グラフ3 中心市街地（JR福井駅周辺）自転車駐輪状況



■図3 中心市街地における路上駐輪の多いエリア



■路上駐輪の状況



4 自転車利用に関する意識調査

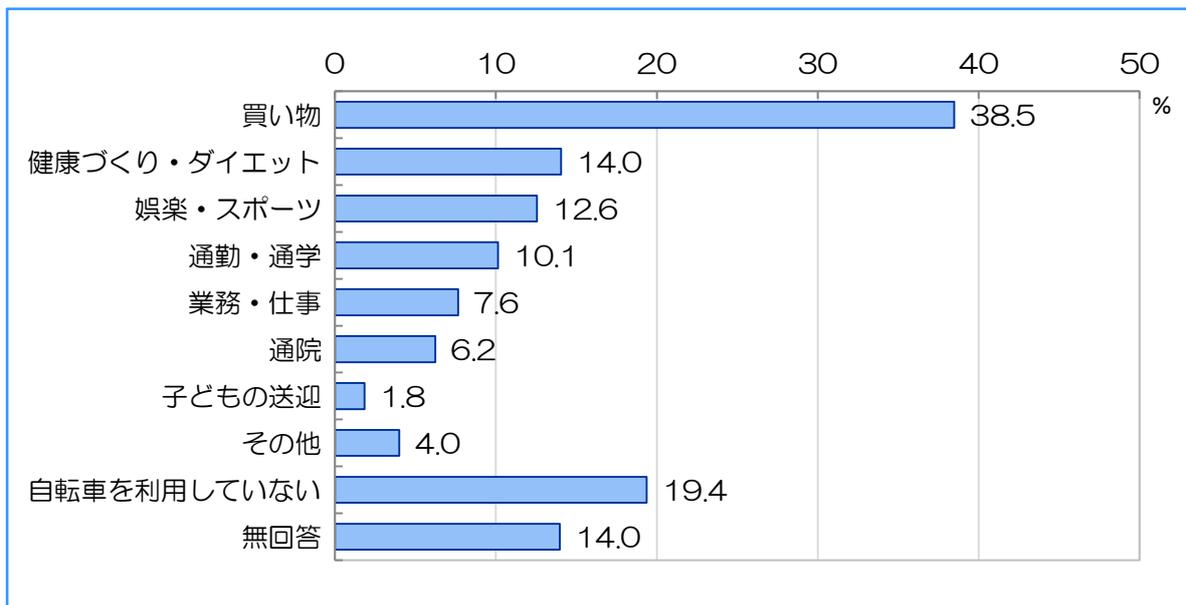
自転車の利用推進を行う上で市民の自転車に関する意識を把握するため、自転車利用に係る一般的な事柄やレンタサイクルなどについての意識調査を平成26年度に実施しました。

(1) 自転車の利用目的

自転車の利用目的としては、「買い物」が最も多く、次いで「健康づくり・ダイエット」となっており、「通勤・通学」や「業務・仕事」の利用は少ない状況です。(グラフ4)

今後は、買い物利用を更に促進するとともに、通勤・通学などの利用拡大の取組が必要と言えます。

■グラフ4 自転車の利用目的（複数選択）

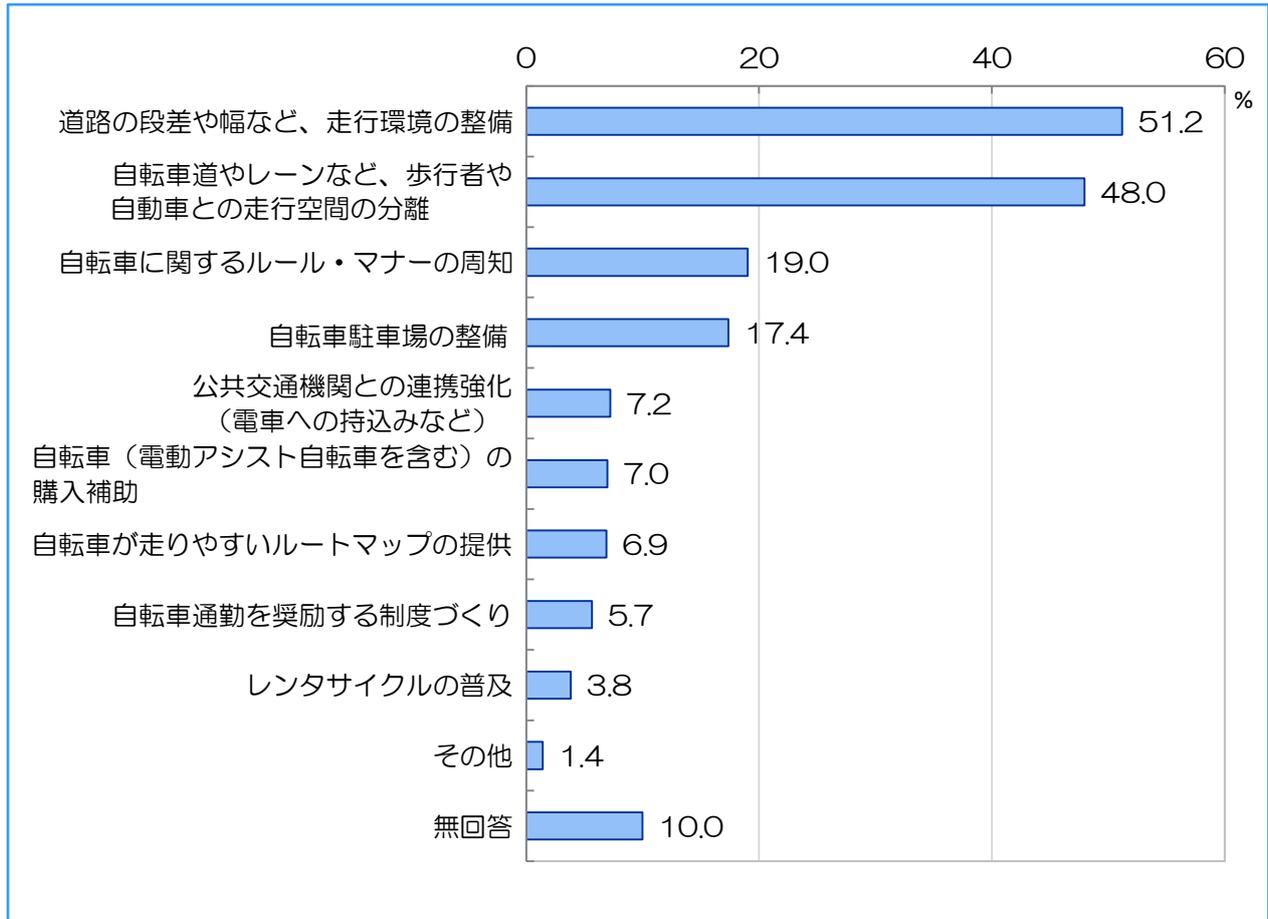


平成26年度福井市民意識調査報告書より

(2) 自転車利用推進のニーズ

自転車利用を推進するために必要だと思う取組については、道路の段差や幅など通行環境の整備、並びに自転車道やレーンなどの整備が大半を占めており、次に、自転車駐車場の整備やルール・マナーの周知が求められています。(グラフ5)

■グラフ5 自転車利用推進のため必要だと思う取組（複数選択）



平成 26 年度福井市民意識調査報告書より

（3）レンタサイクル事業について

① レンタサイクル認知度

中心市街地で実施しているレンタサイクル事業「ふくチャリ」の認知度については、2割強しかなく、認知度が低いことが分かりました。（グラフ6）

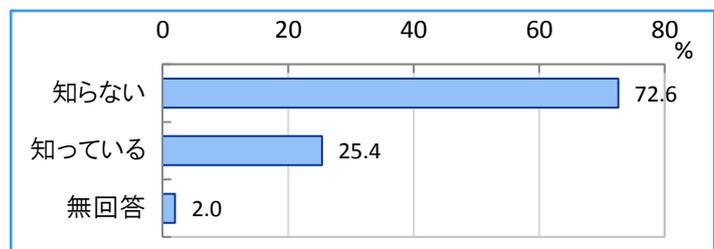
事業実施には、市民の方々へのPRの強化が必要です。

〔解説〕

〔ふくチャリとは〕

環境負荷の低減を図ることを目的に、平成 25 年度から 26 年度の2年間、社会実験として電動アシスト自転車の貸出を実施している事業の名称です。

■グラフ6 「ふくチャリ」の認知度

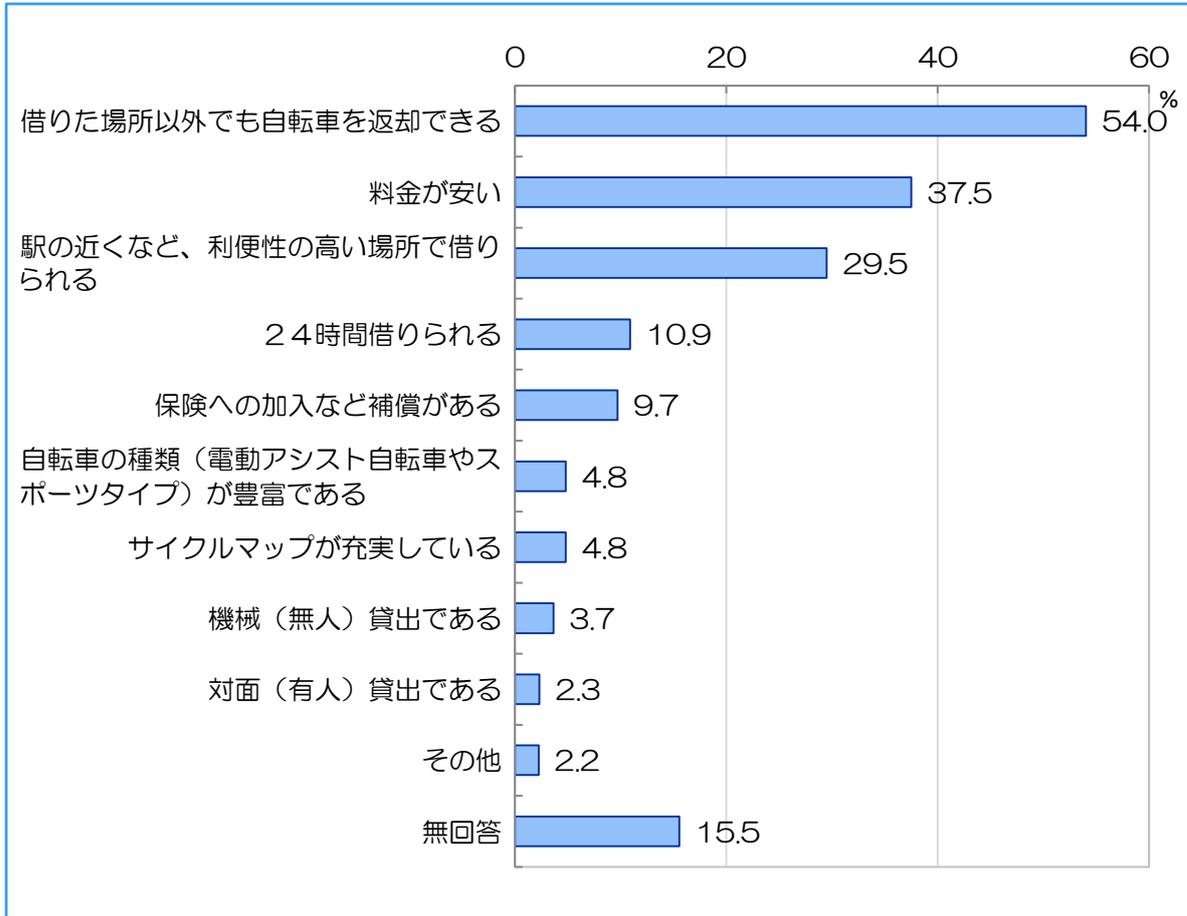


平成 26 年度福井市民意識調査報告書より

② レンタサイクルのニーズ

レンタサイクルに求めるサービスとしては、借りた場所以外でも返却できることを望む割合が最も高く、次に、料金が安いこと、駅の近くなど利便性の高い場所で借りられることがニーズとしてあります。(グラフ7)

■グラフ7 レンタサイクルに求めるサービス（複数選択）



平成26年度福井市民意識調査報告書より

第3節 これまでの取組

1 自転車通行空間の整備

(1) 歩道のバリアフリー化及び自転車通行部分の誘導措置

福井市では、自転車の安全で快適な通行空間をつくるため、歩道のバリアフリー化や自転車通行部分の誘導措置（色分け）を行っています。

- 歩道のバリアフリー化及び自転車通行部分の誘導措置（色分け）の事例（福井駅北通線）



(2) 自転車歩行者道における自転車通行区分の明示

市街地における自転車通行空間の整備については、平成 26 年度現在において、自転車道（自転車専用道路）、自転車専用通行帯や自転車・自動車の混在車道ではなく、自転車歩行者道に自転車の通行区分を指定してあるもの（表5、図4-1、図4-2）のみ、市道、県道、国道あわせて 3,100mを整備しています。

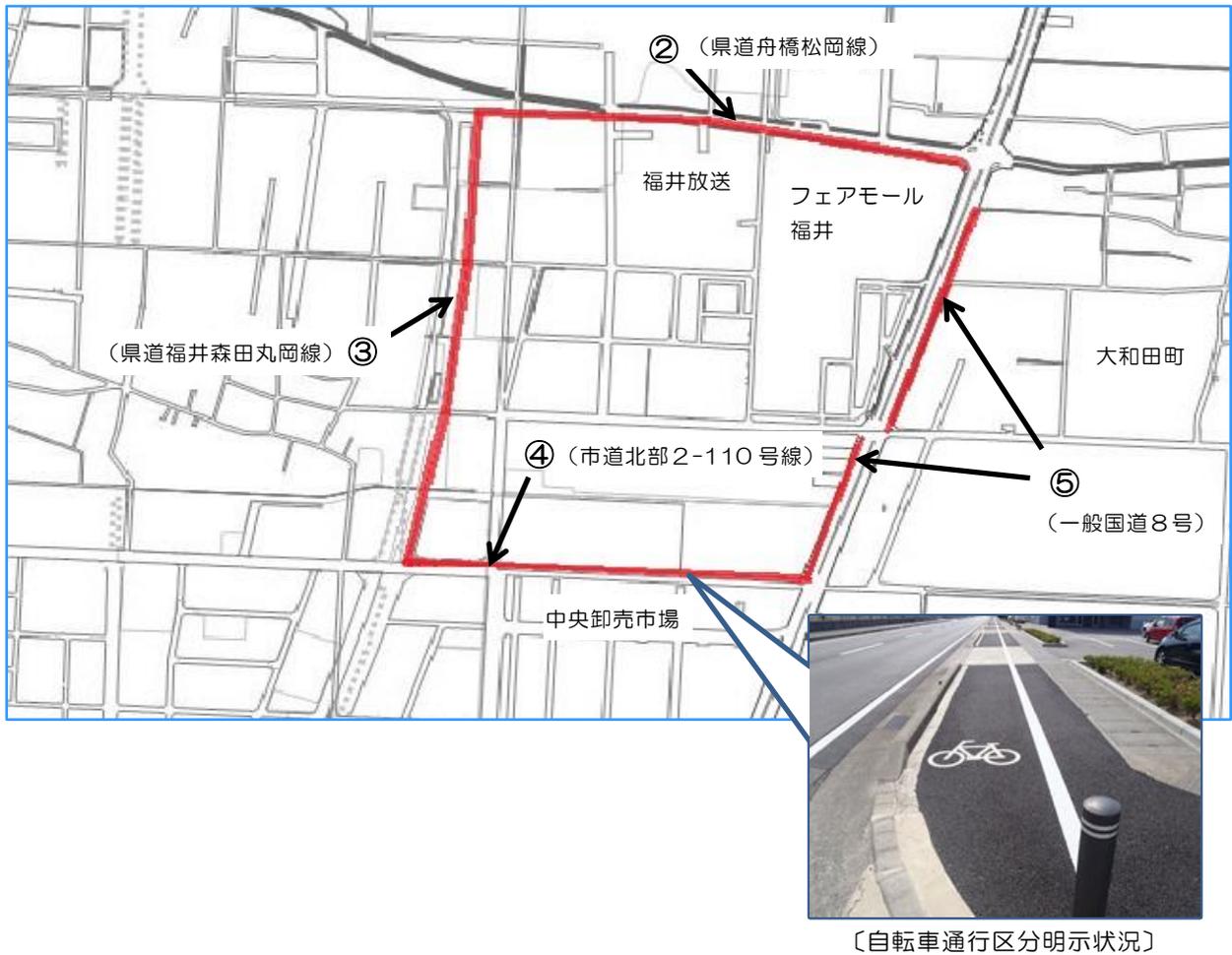
■表5 自転車歩行者道の自転車通行区分指定区間

区域	番号	道路名	区間	距離	供用開始
東大通り	①	県道 (福井停車場勝見線)	日之出2丁目1番16号先～ 日之出3丁目1番21号先 北側歩道	410m	平成18年度
			手寄2丁目2番5号先～ 手寄1丁目14番2号先 南側歩道	420m	平成18年度
大和田モデル地区	②	県道 (舟橋松岡線)	大和田2丁目1234番地先～ 高柳2丁目1402番地先 南側歩道	650m	平成21年度
	③	県道 (福井森田丸岡線)	高柳2丁目1402番地先～ 高柳2丁目2001番地先 東側歩道	650m	平成21年度
	④	市道 (北部2-110号線)	高柳2丁目2001番地先～ 大和田1丁目502番地先 北側歩道	500m	平成21年度
	⑤	一般国道8号	大和田2丁目1608番地先～ 大和田2丁目1301番地先 東側歩道	470m	平成21年度
大和田1丁目608番地先～ 大和田1丁目502番地先 西側歩道			平成21年度		
合計				3,100m	

■ 図4-1 JR福井駅東口 東大通り 自転車通行区分指定区域

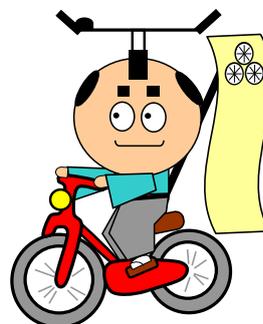


■ 図4-2 大和田モデル地区 自転車通行区分指定区域



課題 安全で快適な通行空間の整備

自転車及び歩行者の安全性を高めるため、バリアフリー化や自転車通行部分の誘導措置（色分け）などの整備を進めるとともに、自転車専用通行帯の整備について検討しなければなりません。



2 自転車駐車場の整備

(1) サイクルアンドライドの自転車駐車場設置

自宅から最寄の鉄道駅などまで自転車で行き、公共交通機関に乗り換える“サイクルアンドライド”について、福井市では、バイコロジー（自動車から自転車への転換）の推進と併せて、公共交通機関の利用促進を図るため、鉄道駅・バス停に自転車駐車場を設置しています。（平成26年5月現在 24カ所、3,659台）（表6-1、表6-2）

<福井市営 自転車駐車場一覧>

■表6-1 〔鉄道駅自転車駐車場〕

鉄道会社	線路	名称	位置	収容台数
JR	越美北線	JR 越前東郷駅	東郷二ヶ町第34号1番地8	132
		JR 一乗谷駅	安波賀中島町第11号1番地3	40
		JR 足羽駅	稲津町第85号11番地2	50
		JR 市波駅	市波町第23号10番地3	30
		JR 越前高田駅	高田町第30号38番地1	15
		JR 越前大宮駅	大宮町第30号34番地13	15
	北陸本線	JR 大土呂駅	半田町第5号1番地3	134
		JR 森田駅	八重巻町第13号108番地	370
		JR 福井駅	大手2丁目8街区1番	2,000
		福井駅南暫定自転車駐車場	中央1丁目11番地	240
北陸本線、越美北線	JR 越前花堂駅	花堂中1丁目124番地	72	
えちぜん 鉄道	勝山永平寺線	えちぜん鉄道越前開発駅	開発町第72号11番地1	15
		えちぜん鉄道東藤島駅	藤島町第48号5番地	45
		えちぜん鉄道追分口駅	上中町第1号31番地4	50
		えちぜん鉄道越前新保駅	新保2丁目608番地	40
		えちぜん鉄道越前島橋駅	中ノ郷町第10号20番地1	12
	三国芦原線	えちぜん鉄道日華化学前駅	八ツ島町第30号9番地	20
		えちぜん鉄道八ツ島駅	八ツ島町第5号20番地	20
		えちぜん鉄道鷺塚針原駅	川合鷺塚町第33号44番地	50
えちぜん鉄道新田塚駅	新田塚2丁目110番1号	40		
福井鉄道	福武線	福井鉄道浅水駅	浅水町第104号16番地	100
		福井鉄道江端駅	江端町第21号49番地	100
		福井鉄道赤十字前駅	みのり1丁目14番124号	61
合計	5線路	22駅	23カ所	3,651

■表6-2 〔バス停自転車駐車場〕（1カ所）

バス会社	路線	名称	位置	収容台数
京福バス	鮎川線	鷹巣公民館前停留場	菘町第14号8番地	8

(2) 中心市街地における自転車駐車場設置

中心市街地における自転車駐車場は、JR福井駅自転車駐車場（2,000台収容）及び福井駅南暫定自転車駐車場（240台収容）があり、平成28年度には、福井駅西口再開発ビル内にも自転車駐車場（150台収容）を新設し、全体で合計2,390台収容可能となる予定です。（図5）

既存の自転車駐車場は、主にJR利用のために設置しており、バスや商業施設などの利用を目的とする路上駐輪（平均約340台/日）を解消するためには、駐輪箇所が目的ごとに分散している状況に対応した、分散型の自転車駐車場を整備する必要があります。

■図5 中心市街地における自転車駐車場の設置状況



課題 自転車駐車場の整備

中心市街地において、利便性の高い分散型の自転車駐車場を整備するにあたり、設置に適した場所の確保や維持管理について検討しなければなりません。

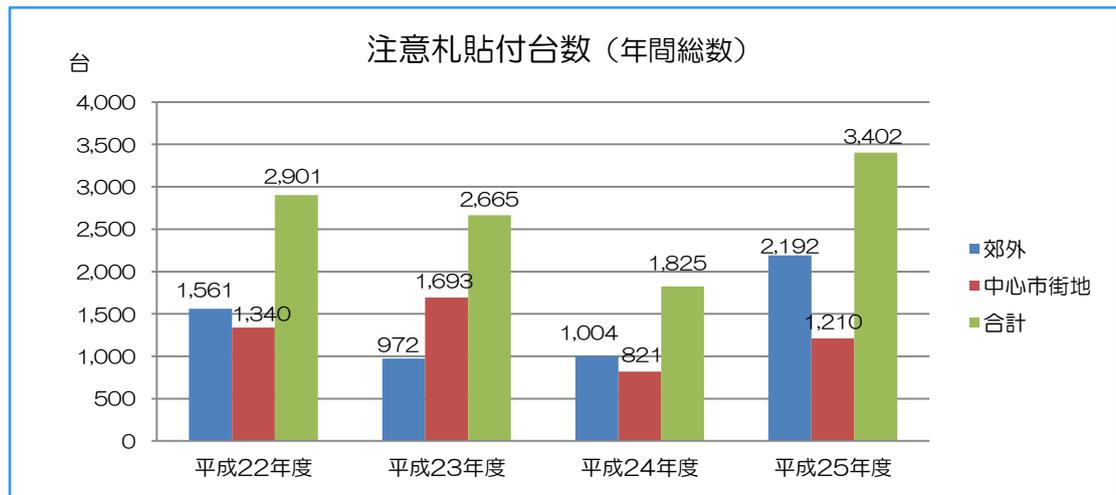
3 放置自転車対策

福井市では、路上や市設置の自転車駐車場等に放置される自転車について、次のとおり対策を講じています。

駐輪指導・啓発

市内周辺部においては、長期間放置されている自転車に注意札を貼り指導・啓発を行っています。（グラフ8）また、JR福井駅周辺の中心市街地においては、注意札貼付のほか、駐輪マナーの指導及び自転車駐車場への誘導を実施しています。

■グラフ8 放置自転車注意札貼付状況

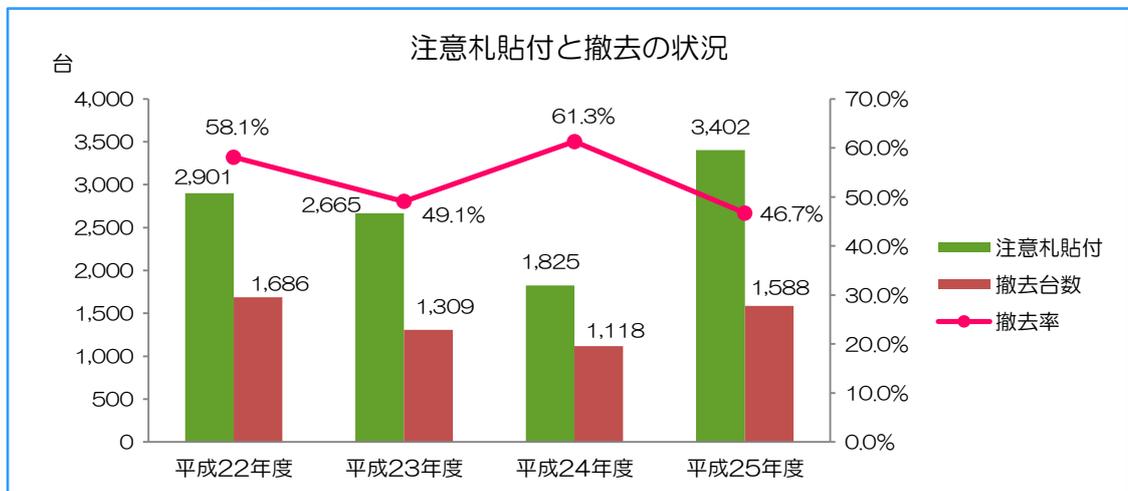


放置自転車の撤去

注意札を貼付したにもかかわらず、7日間以上放置されている自転車については、条例（福井市自転車等の放置防止に関する条例。）の規定に基づき撤去しています。撤去した自転車は、市の保管場所へ運搬します。

撤去台数は、毎年度 1,000 台を超える状況が続いています。（グラフ9）

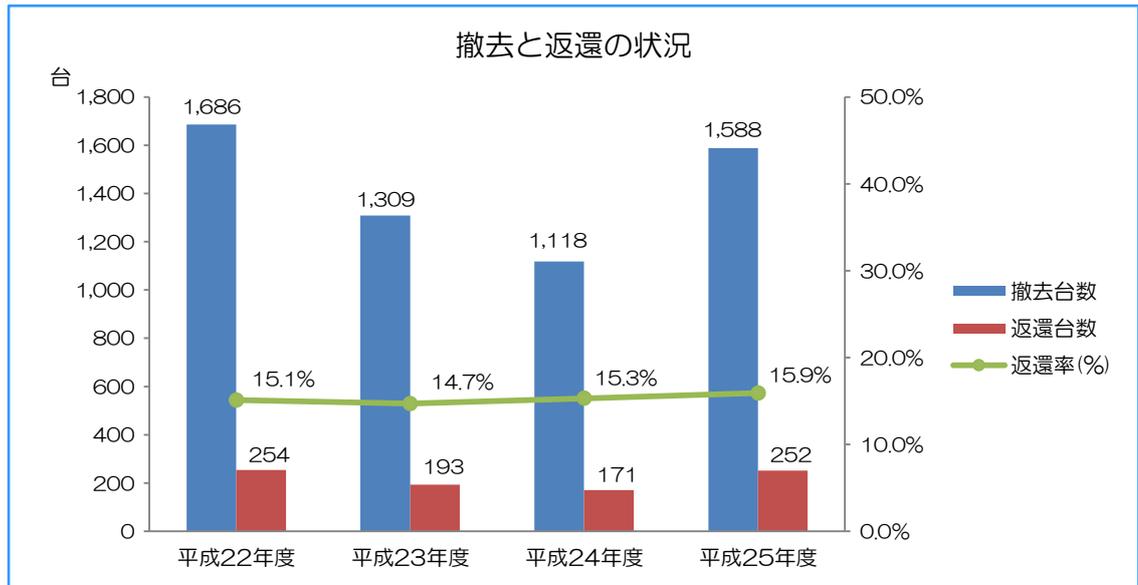
■グラフ9 放置自転車撤去状況



保管・返還

撤去した自転車は、市の保管場所で管理し、撤去した旨を告示するとともに防犯登録番号等により所有者を調査して返還通知書(ハガキ)を送付し返還しています。卒業や転勤などの理由で不要となり放置されているものが含まれていることなどから、通知を行っても返還できる件数が少なく返還率は2割に満たない状況となっています。(グラフ10)

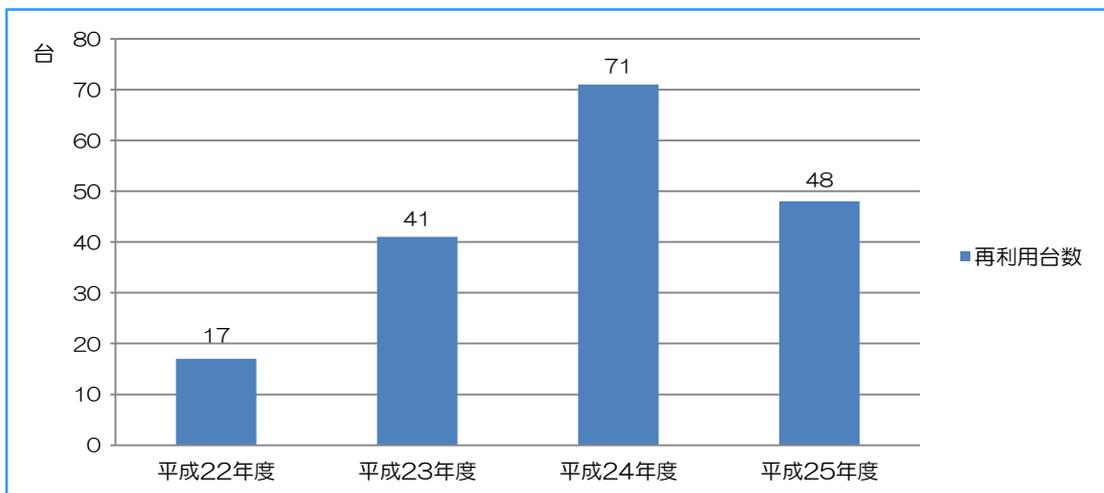
■グラフ10 撤去自転車返還状況



処分・再利用

所有者に返還できなかった自転車については、告示日から6カ月を経過し市に所有権が帰属(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく。)することとなった後に廃棄処分しています。その中で、車体等の状態が良好なものについては、処分せずに資源の有効活用を図るため、公益上の目的の場合に限り再利用自転車として公共団体等に無償譲渡しています。(グラフ11)

■グラフ11 自転車の再利用の状況



【再利用自転車による災害支援等】

平成23年の東日本大震災の被災者や発展途上国への支援として、再利用自転車を無償で提供してきました。提供先は、被災地のボランティアや発展途上国のNGOなどの団体で、現地の復興や発展に寄与しています。（表7）

■表7 再利用自転車の提供先

年 度	提 供 先	台 数	目 的
平成23年度	岩手県社会福祉協議会	24台	災害支援活動のため
平成24年度	タイ国NGO団体	54台	児童の教育環境改善のため
平成25年度	福島県南相馬市自治会	18台	災害支援活動のため

課題 放置自転車への対策

毎年度、1,000台を超える放置自転車を撤去しており、自転車の放置は、通行の障害や自転車駐車場利用の妨げとなっています。この放置自転車を解消するには、利用者への指導及び啓発や早い段階での撤去などにより対策を講じなければなりません。

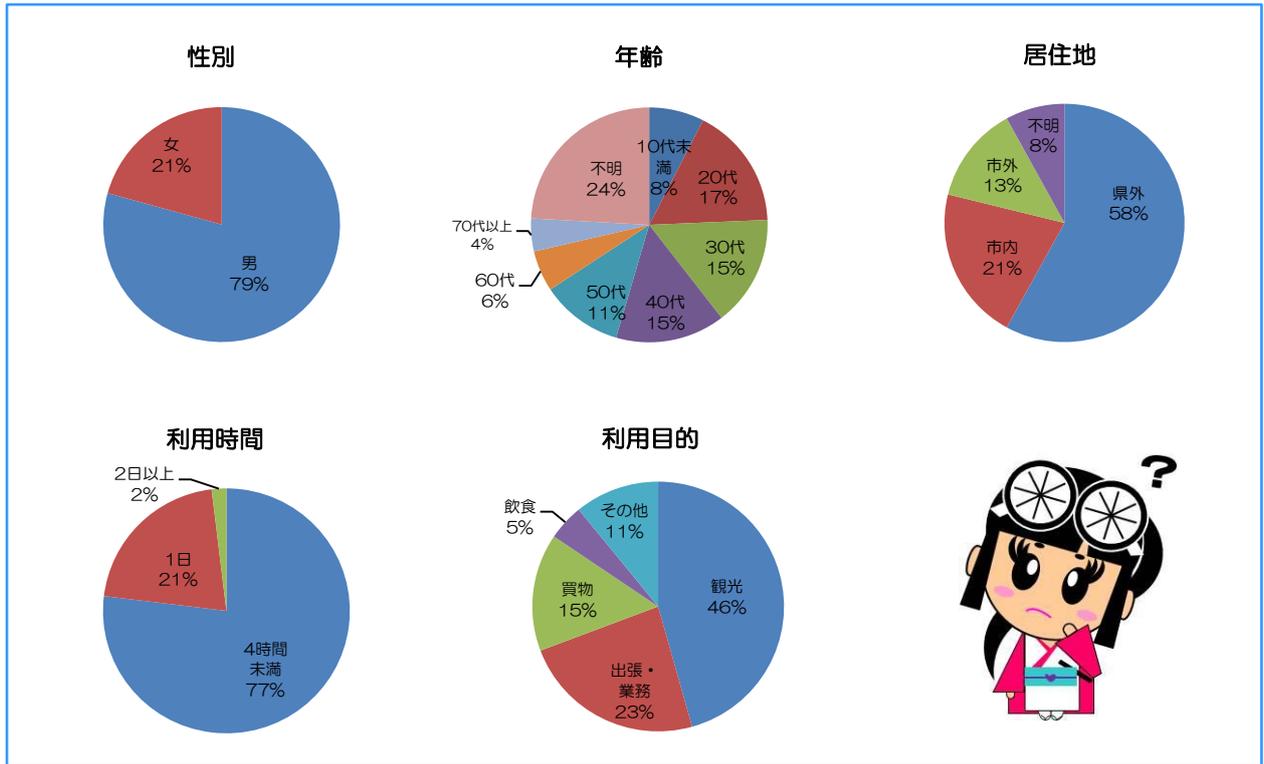
4 自転車利用の促進

(1) サイクルシェア社会実験

福井市では、自動車に過度に依存しない低炭素まちづくりを進めるため、市中心部において電動アシスト自転車を使ったサイクルシェアシステムを整備し、来街者や市民の公共交通の利便性を高め、マイカーの利用抑制・環境負荷の低減を図ることを目的として、システムが持続可能なものとなるよう社会実験を通して事業の方向性を検証しています。この社会実験は、福井市環境推進会議を実施主体として、「ふくチャリ」という名称で平成25年度から平成26年度まで実施することとしました。

サイクルシェア社会実験での利用状況は、県外の男性による観光目的の短時間利用の割合が高いという傾向があります。（グラフ12）

■グラフ 12 サイクルシェア社会実験「ふくチャリ」利用状況



アンケート結果などより

(2) レンタサイクル事業

一乗谷朝倉氏遺跡において、遺跡全体の回遊性向上を図るためレンタサイクル事業を実施しています。起伏が多い場所であることから、電動アシスト自転車を用いて、自転車を活用した観光推進に取り組んでいます。(表8)

■表8 一乗谷朝倉氏遺跡レンタサイクル事業利用状況(平成25年度)(単位:回)

月	福井市設置 【電動アシスト自転車】 復原町並設置(5台)	〔参考〕福井県設置【普通自転車】 一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会	
		復原町並設置(5台)	県資料館設置(10台)
平成25年4月	19	5	43
5月	39	8	34
6月	36	6	28
7月	18	14	18
8月	38	15	72
9月	35	1	58
10月	22	2	46
11月	13	6	24
12月	0	0	7
平成26年1月	0	0	11
2月	0	0	8
3月	4	0	55
合計	224	57	404

(3) 市民サイクリング大会

市民サイクリング大会を関係団体等と協力して開催し、自転車を活用して市民の健康増進を図る取組を行っています。

■市民サイクリング大会



(4) イベントでの出展

福井市では、自転車の利用促進を図るため、環境展やカーフリーデー、公営競技場で実施する自転車に関するイベントや、保健センターで実施する健康に関するイベント等を通じて啓発活動を行っています。これらのイベントでは、自転車の試乗や交通安全の啓発などを実施しています。

■イベントでの出展の様子



(5) ホームページによる情報発信

広く情報発信を行うため、市ホームページを使って、自転車のルール・マナーやレンタサイクル、自転車駐車場、関連イベントなどの情報を発信しています。

■市ホームページ



5 自転車利用ルール・マナーの啓発

(1) 交通安全教室

交通ルール・マナーを普及啓発するため、幼児や小学生には、自転車の安全利用や歩行中の注意を周知し、高齢者には、自転車乗用中や歩行中の注意について指導を行うなど、年齢層に応じた交通安全教室を実施しています。

交通公園における教室では、幼児などに自転車の安全利用を実地指導し、交通事故を未然に防ぐ取組を行っています。(表9)

■表9 交通安全教室開催実績

年度	交通安全教室		うち幼児・児童		うち交通公園使用	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
H19年	102	6,540	80	5,786	15	550
H20年	116	5,753	72	4,385	10	280
H21年	127	6,816	83	5,634	11	358
H22年	171	9,424	89	5,652	10	289
H23年	181	10,715	110	6,337	19	551
H24年	212	11,181	113	6,700	13	401
H25年	243	11,352	121	6,495	15	359

■交通公園での教室



■保護者向けの講習会



■高齢者向けの講習会



(2) 交通ルール・マナーの普及啓発

交通安全市民運動等において、関係機関と連携して啓発チラシや自転車用反射材等を配布し、自転車利用のルールの遵守、マナーの向上を呼び掛ける活動を推進しています。

■啓発チラシ



■小学生向け啓発チラシ



■啓発品例 リフレクター（反射板）



※自転車の車輪部分に取付

(3) 交通安全広場

福井市では、交通ルールの遵守と交通マナーの実践について周知し、交通事故防止を啓発、推進するため、関係団体の協力を得て「交通安全広場」の催しを毎年行っています。内容としては、自転車シミュレーターによる乗車体験や紙芝居による交通安全啓発などを実施しています。

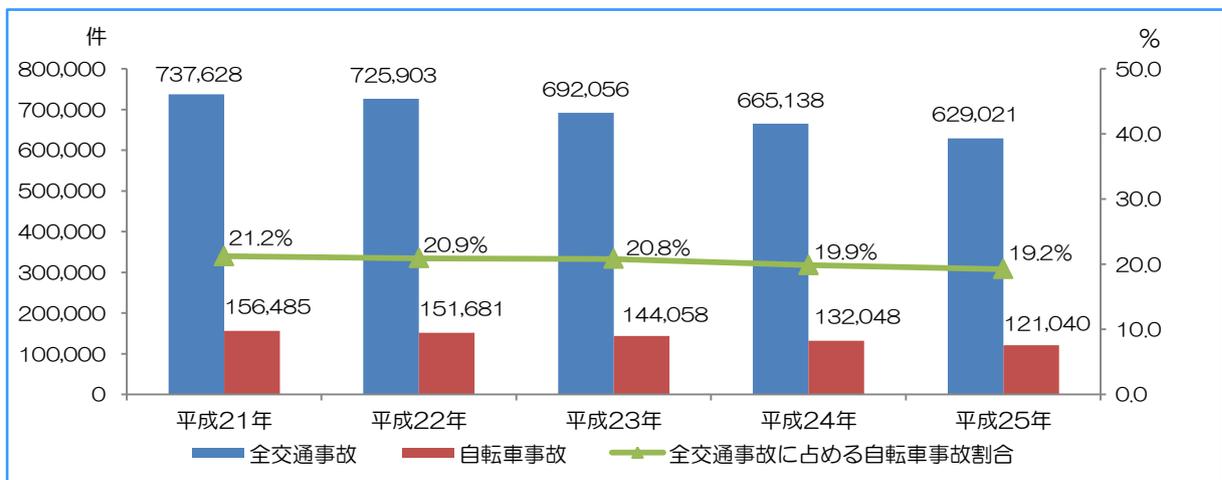
■交通安全広場の様子



(4) 交通事故発生状況

全国における全交通事故件数、及び自転車事故件数は、ともに減少傾向にあり、事故全体に占める自転車事故の割合は、2割前後で推移しています。(グラフ 13)

■グラフ 13 全国における全交通事故に占める自転車事故の割合



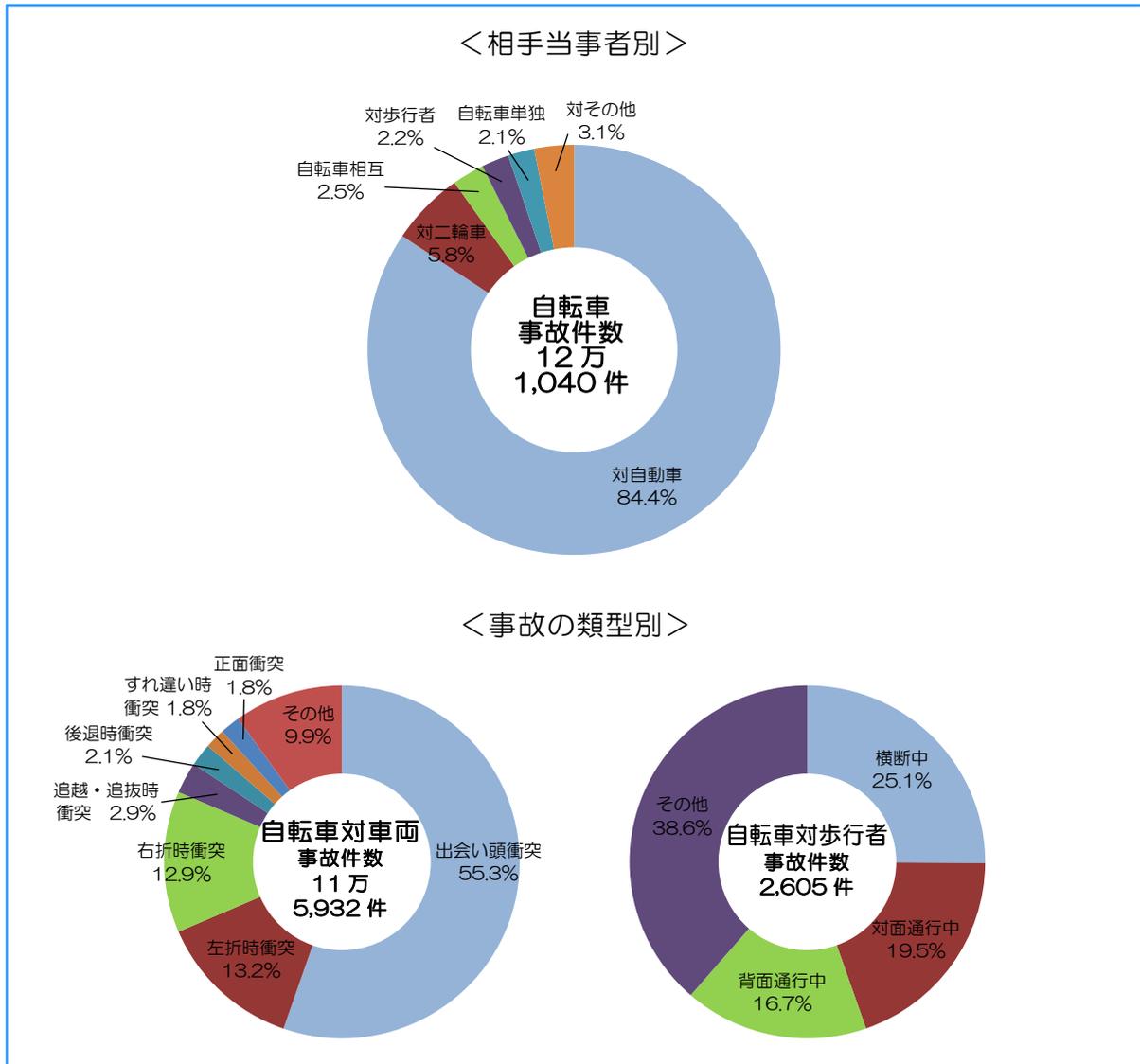
警察庁交通局情報（平成 25 年）より

自転車事故を相手当事者別にみると、対自動車の割合が8割を超えてもっとも高く、次いで対二輪車、自転車相互、対歩行者の順となっています。

また、自転車事故の発生状況を類型別にみると、対車両（自動車、二輪車、自転車、その他の車両）では出会い頭衝突が半数以上を占めており、歩行者との事故では、横断中が最も多くなっています。（グラフ14）

今後、これらの事故の特徴を踏まえ、自転車に関連する事故を減少させていく必要があります。

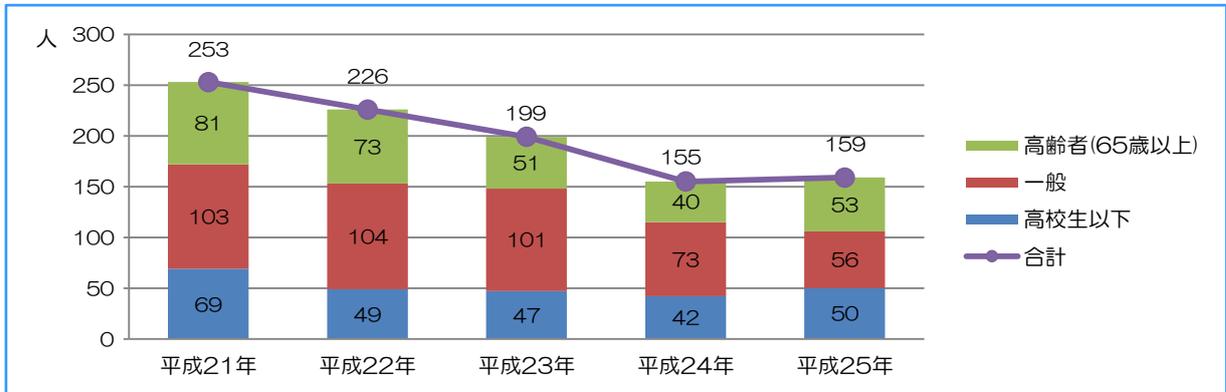
■グラフ14 全国における自転車事故の状況



警察庁交通局情報（平成25年）より

福井市内で発生した自転車事故による死傷者数は、減少する傾向にあります。更に事故防止に向けた取組が必要です。(グラフ 15)

■グラフ 15 福井市内における自転車事故による死傷者数



福井県警察情報より

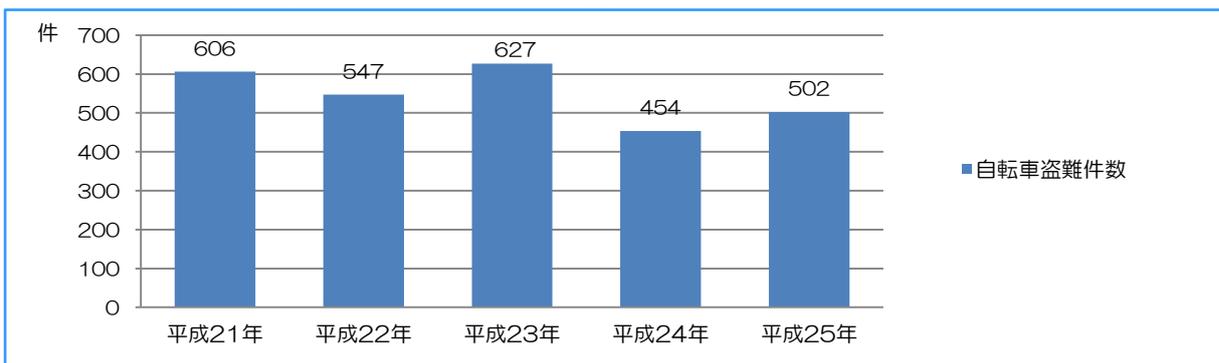
課題 自転車利用ルール・マナーの向上

自転車の事故を防止するため、自転車利用に関するルール・マナーの啓発を推進していかねばなりません。

(5) 自転車盗難状況

市内における自転車盗難件数は、下のグラフのとおりです。近年は、わずかに減少傾向にあります。依然として年間約 500 件の盗難が発生しており、対策を講じることが求められています。(グラフ 16)

■グラフ 16 福井市内における自転車盗難発生状況



生活安全関係統計（福井県警察）より

課題 自転車の盗難防止

自転車の盗難が多い状況であることから、警察機関と連携し、施錠（2重ロック）を啓発するなど取組を強化しなければなりません。

第3章 計画の目標

第1節 計画の目標

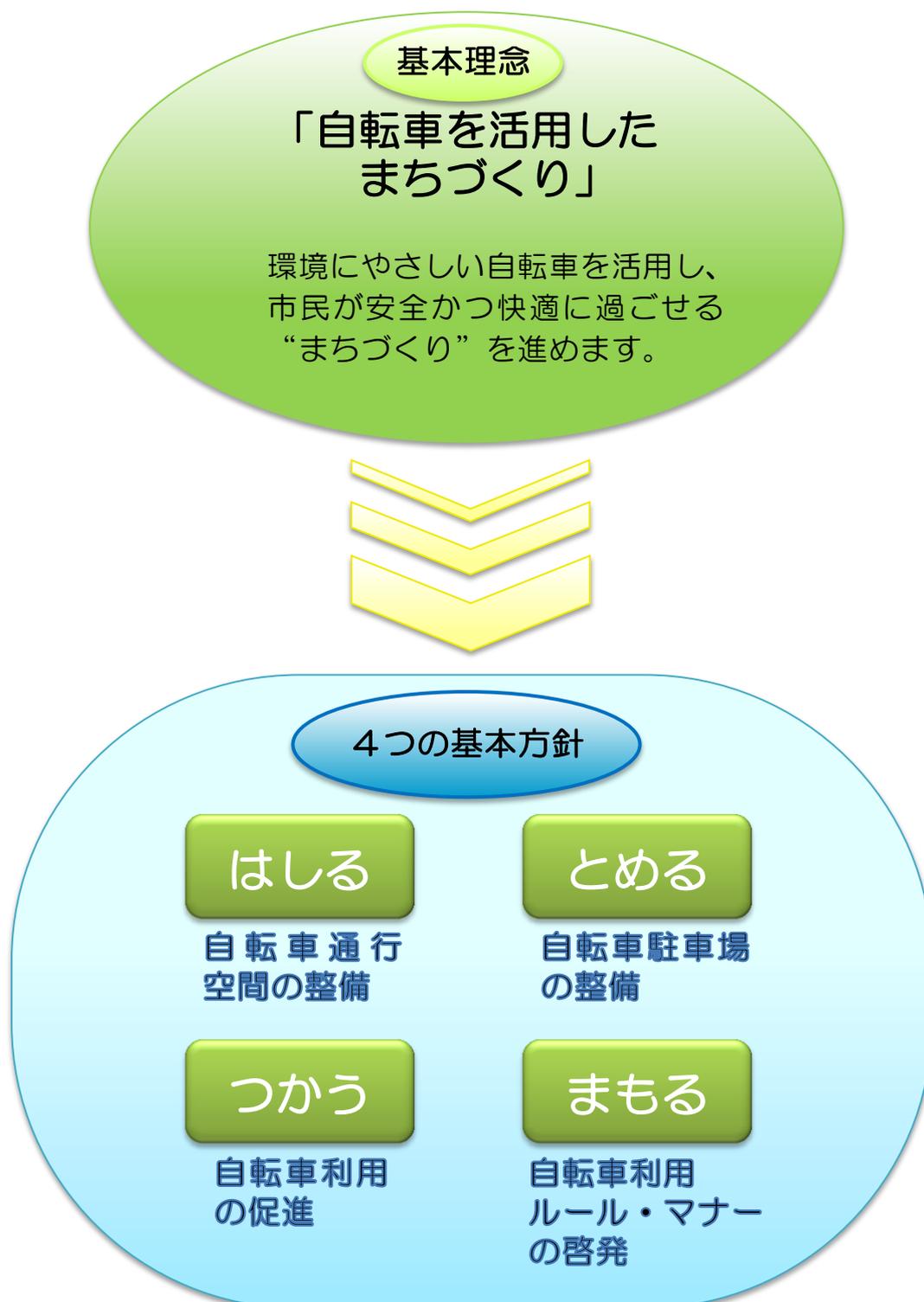
自転車利用率の向上をめざし、数値目標を掲げ、自転車利用環境の整備を実施していきます。(表 10)

■表 10 計画の目標

項目	目標値 (平成 32 年)	現状値 (平成 22 年)	備考
自転車利用率	16%	14%	・国勢調査における通勤・通学の 利用交通手段の割合 (平成 12 年の実績値 16%を目標値とする。)

第2節 基本方針

計画の目標を達成するために、「自転車を活用したまちづくり」を基本理念とし、自転車がもっている「はしる」「とめる」「つかう」「まもる」という4つの要素について基本方針を掲げ取り組んでいきます。



第3節 施策体系

4つの基本方針ごとに施策の方針を掲げ、計画を推進していきます。(表11)

■表11 施策体系

基本方針	施策の方針
1 はしる 〔自転車通行空間の整備〕	1 自転車通行空間の整備 重点施策
	2 市道の整備・維持管理
2 とめる 〔自転車駐車場の整備〕	1 中心市街地における自転車駐車場の整備 重点施策
	2 サイクルアンドライド自転車駐車場の整備
	3 自転車等放置禁止区域の見直し
3 つかう 〔自転車利用の促進〕	1 自転車を活用した観光の推進 重点施策
	2 利用啓発・イベントの開催
	3 サイクルステーション等の設置
	4 関係団体との連携
4 まもる 〔自転車利用ルール・マナーの啓発〕	1 交通ルール・マナーの普及啓発 重点施策
	2 交通安全教育の推進
	3 盗難防止の取組
	4 放置自転車対策の強化
	5 広報活動の強化
	6 自転車事故に対する意識の向上

第4章 自転車利用環境整備の方針

福井市における自転車利用に関する現状と課題や市民の方々の意識調査の結果などを踏まえ、次の4つの基本方針を掲げて自転車利用環境の整備に取り組んでいきます。

4つの基本方針

1

はしる

… 自転車通行空間の整備

安全で快適な通行空間や自転車通行空間のネットワーク化の整備を実施します。

2

とめる

… 自転車駐車場の整備

中心市街地の分散型自転車駐車場や、鉄道駅等の交通結節点におけるサイクルアンドライドのための自転車駐車場を整備します。

また、これに合わせて放置禁止区域を見直します。

3

つかう

… 自転車利用の促進

レンタサイクル事業の拡充のほか、利用啓発・イベント開催及びサイクルステーションの設置などに取り組みます。

4

まもる

… 自転車利用ルール・マナーの啓発

交通ルール・マナーの普及啓発や交通安全教育の推進に取り組めます。

第1節

はしる

自転車通行空間の整備

1 自転車通行空間の整備 **重点施策**

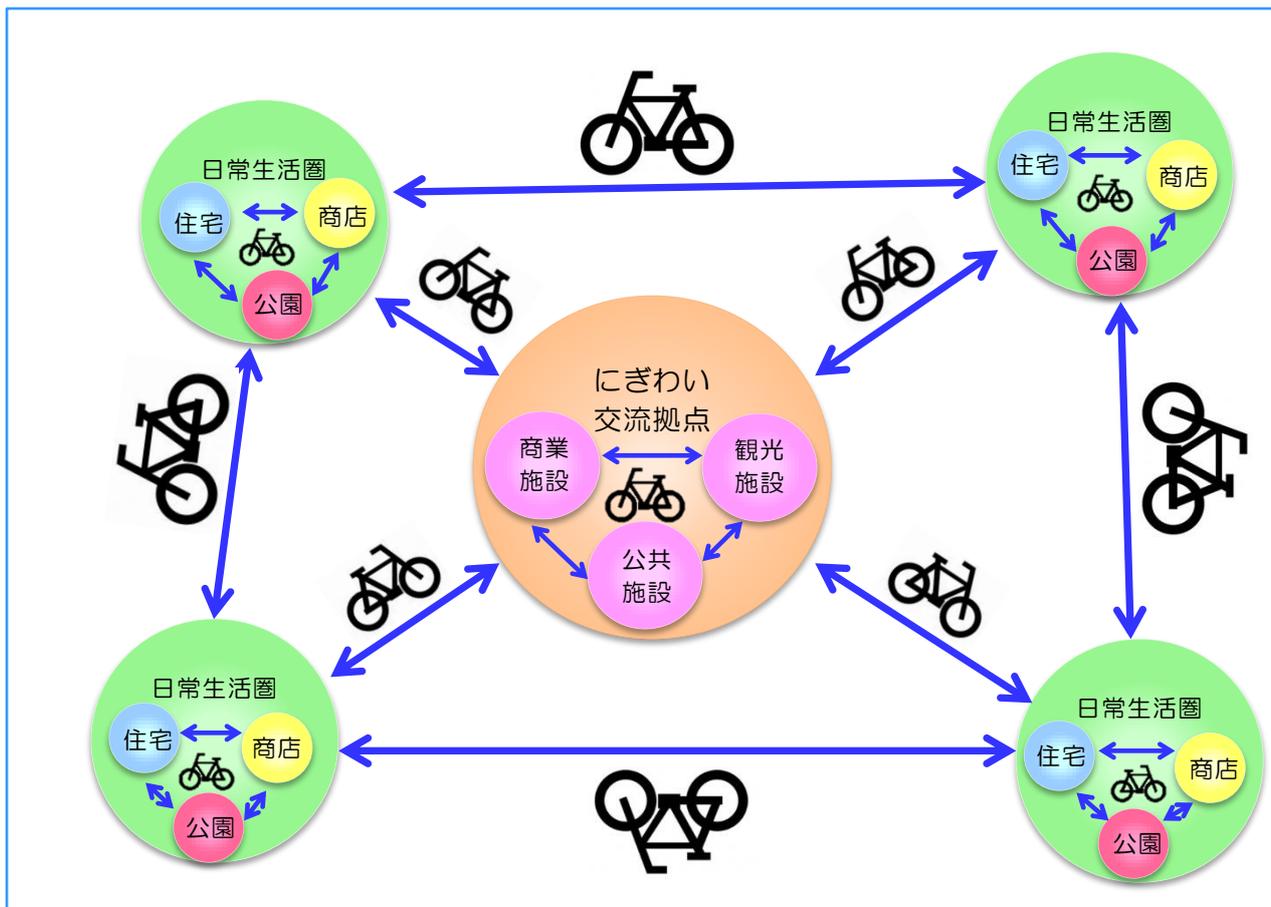
市民の日常生活の安全性や快適性の確保に向け、自転車通行空間のネットワークづくりに努めます。特に、市街地内においては、日常生活圏とにぎわい交流拠点を連絡するネットワークづくりを目指します。

安全で快適な自転車通行空間を整備していくには、交通規制状況を含めた車道や歩道の現状に応じ、路線を選定して通行空間のネットワーク化を進めることが効果的、効率的です。(図6、図7)

■図6 市街地における自転車通行空間ネットワークづくりの方針



■ 図7 拠点間を結ぶ自転車通行空間ネットワークのイメージ図



(1) 自転車通行空間の整備

主な自転車通行空間の整備方法としては、以下の方法があります。(表 12)

① 自転車道

縁石線、柵その他これに類する工作物を連続して設置することにより、車道及び歩道から物理的に分離します。

② 自転車専用通行帯

車道において、着色するなどして自転車専用の通行帯を設置します。

③ 自転車歩行者道の自転車通行誘導措置

自転車歩行者道において、路線特性や利用状況から路線の選定を行い、自転車が車道寄りを通行するよう色分けやピクトグラム（自転車マーク）などの路面表示を設置します。

福井市における自転車通行空間の整備については、中心市街地をはじめ、学校や駅、公共施設の周辺などを中心に、歩道のバリアフリー化を実施し、道路状況に応じて自転車歩行者道の自転車通行誘導措置を進めていきます。また、自転車道や自転車専用通行帯については、道路状況や交通規制状況を調査し、整備の可能性について検討していきます。

■表 12 自転車通行空間の整備方法

整備方法	①自転車道	② 自転車専用通行帯	③ 自転車歩行者道の 自転車通行誘導措置
イメージ図			
自転車の通行ルール	相互又は一方通行	一方通行	相互通行
安全性	○ 高	△ 中	△ 中
整備コスト	× 大	△ 中	○ 小
自転車通行の快適性	○ 高	○ 高	× 低
備考	自転車以外の車両（原付含む）通行不可	軽車両（荷車など）通行可	自転車を車道側に誘導するための整備

（2）移動の骨格づくりに向けた沿道の土地利用と調和した道路づくり

道路が有する機能や役割、地域の特性、福井市ならではの特徴などを踏まえつつ、自動車中心の道路空間から自転車利用者や歩行者中心の道路空間への見直し・再配分など、安全で快適な道路空間づくりを進めます。

① 自転車利用者・歩行者の空間づくり

地域の商店街や住宅地で幹線道路でない道路などにおいて、地域住民や道路管理者などの関係主体が協働し既存の道路空間の使い方を見直します。

子どもから高齢者まで、すべての人が安全で快適に通行でき、自転車利用者や歩行者にとって魅力的な空間づくりを沿道の土地利用と連携しながら進めます。

② 福祉・健康のまちづくり

歩道のバリアフリー化や自転車を用いて健康づくりに取り組めるよう、自転車利用に適した道路の整備を推進します。

2 市道の整備・維持管理

地域住民の安全・安心な暮らしと地域間交流を支える道路の計画的な新設・改良を進めます。また、これまで整備してきた市道、橋りょう等に対しては、効率的で適切な維持管理・更新により長寿命化を図るとともに、自動車だけでなく、自転車や歩行者等も利用しやすくなるよう安全で快適な道路環境を確保します。

(1) 歩道整備事業

(2) 道路橋りょう整備事業

(3) 過疎対策事業（道路・消雪）

(4) 道路・違反広告物調査事業

(5) 道路橋りょう改修事業

(6) 道路舗装事業

第2節

とめる

自転車駐車場の整備

1 中心市街地における自転車駐車場の整備 **重点施策**

JR福井駅自転車駐車場（収容台数 2,000 台）の維持管理を行うとともに、長期駐輪に対する指導・啓発を強化し、定期的に一斉調査及び放置自転車の撤去を行うことにより、利用しやすい環境を保つよう努めます。

中心市街地では、バスや商業施設の利用を目的とする路上駐輪が1日あたり平均約340台と多いことから、路上駐輪が多い箇所の付近に分散型自転車駐車場を整備し、利便性の向上と快適な歩行空間の確保を図ります。（図8）また、平成28年度から福井駅西口再開発ビル内に自転車駐車場（150台収容）を整備し駐輪環境を改善します。（図9）

商店街等による自転車駐車場の整備を支援し、利用について有料化する場合の料金設定や利用時間などについて協議、検討します。

中心市街地における路上駐輪対策として、建築物の規模に応じて一定の駐輪施設の設置義務を課す附置義務条例の制定について、関係者と協議のうえ検討していきます。

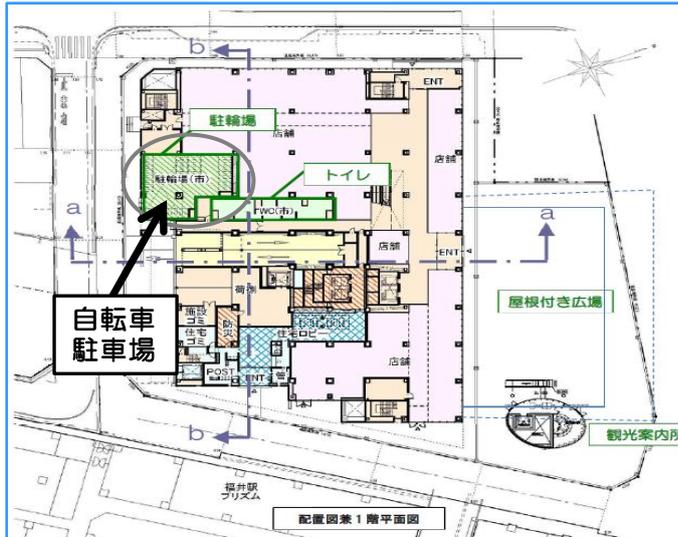
- （1）既存の市営自転車駐車場の管理
- （2）新規自転車駐車場の設置
- （3）商店街等による自転車駐車場整備への支援
- （4）有料自転車駐車場の整備
- （5）附置義務制度の創設

■ 図8 分散型自転車駐車場整備の方針



…分散型自転車駐車場
を整備する範囲

■図9 福井駅西口再開発ビル1F平面図



2 サイクルアンドライド自転車駐車場の整備

鉄道駅やバス停などの交通結節点からの自転車利用の利便性を高めるため、鉄道事業者等と連携し、駅やバス停における自転車駐車場の整備し、公共交通とのサイクルアンドライドを推進します。

既設の自転車駐車場の維持管理を行うとともに、鉄道駅 43 駅の中で自転車駐車場が整備されていない 11 駅（表 13）や収容台数が不十分な駅について、利用状況に応じた自転車駐車場の整備を進めます。

また、自転車駐車場内における長期放置に対して指導及び撤去等を行い、適正に利用できる環境を保ちます。

(1) 駅やバス停における自転車駐車場の整備

(2) 既設自転車駐車場利用の適正化

■表 13 自転車駐車場未整備の鉄道駅・電停

路線		自転車駐車場未整備の鉄道駅・電停
JR西日本	越美北線	六条駅、小和清水駅、越前薬師駅、計石駅
えちぜん鉄道	三国芦原線	西別院駅、中角駅
福井鉄道	福武線	木田四ツ辻駅、公園口駅、福井駅前駅、市役所前駅、 仁愛女子高校駅（※5駅すべて電停）

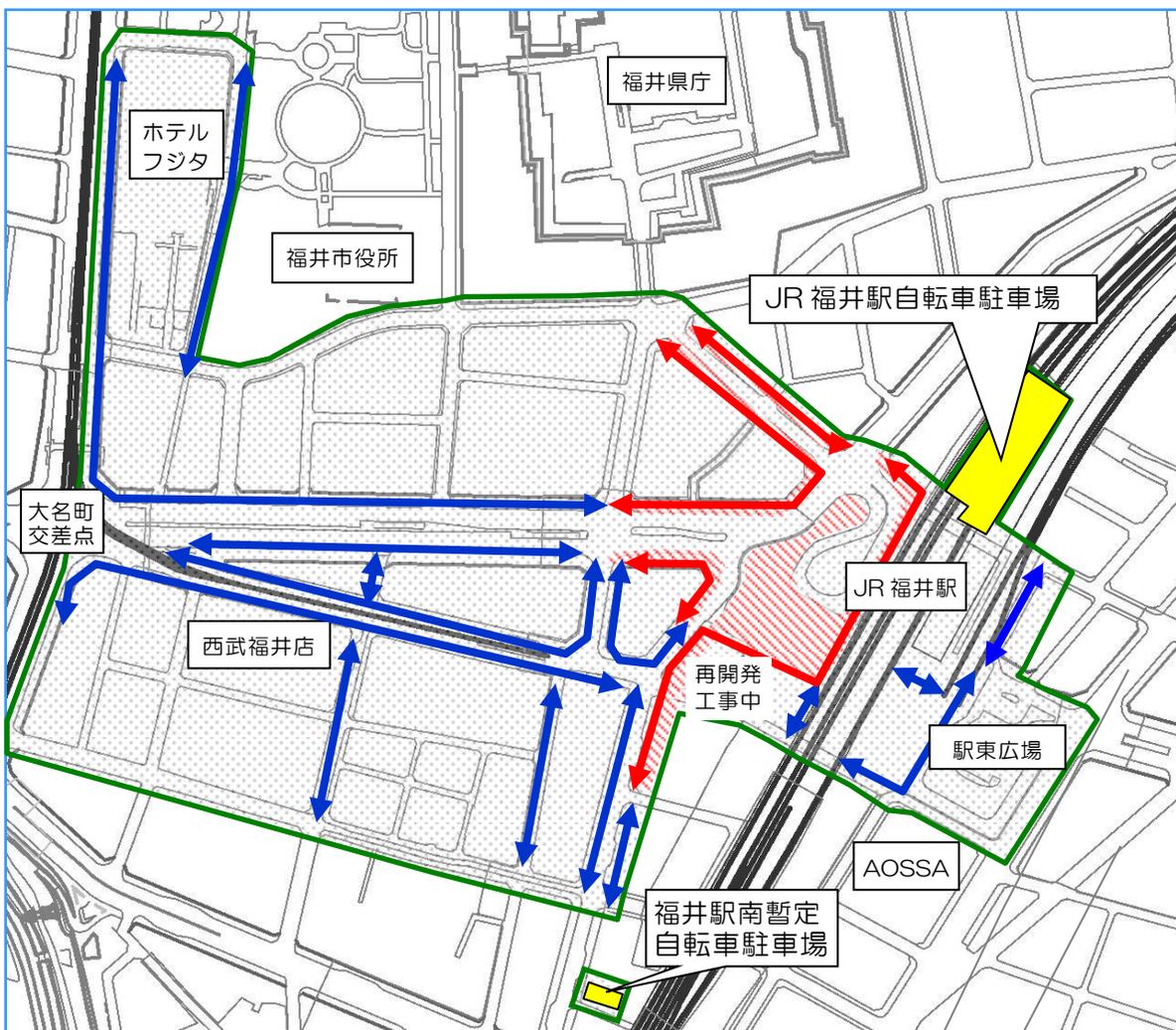
3 自転車等放置禁止区域の見直し

路上駐輪の指導及び規制を重点的に実施する中心市街地においては、新規自転車駐車場の整備、既設自転車駐車場の有効利用策と平行して「自転車等放置禁止区域」の拡大や「駐輪指導員の巡回路線」の見直しを検討し、実効性のある規制方法による路上駐輪対策を推進します。(図 10)

(1) 自転車等放置禁止区域の見直し

(2) 駐輪指導員巡回路線の見直し

■ 図 10 中心市街地における自転車等放置禁止区域及び駐輪指導員の巡回路線図



- : 自転車等放置禁止区域
- : 自転車等放置禁止区域の巡回経路
- : 自転車等放置禁止区域外の巡回経路
- : 福井市が設置している自転車駐車場
- : 業務の場所

第3節

つかう

自転車利用の促進

1 自転車を活用した観光の推進 **重点施策**

平成 25 年度から 2 年間、福井市環境推進会議において実施されたサイクルシェア社会実験の結果、県外の観光客による短時間利用の割合が高かったことから、観光施設や公共施設、駅周辺等へのポートの新設や、まちなかサイクルツアーを実施するなどして、レンタサイクルの観光利用促進に取り組んでいきます。(図 11)

また、公共交通や商店街の利用カード等との共用や、観光施設の入館料割引など、観光客にインセンティブがはたらくシステムを構築します。

ー乗谷朝倉氏遺跡でのレンタサイクル事業継続のほか、他の観光施設等において新たに実施するなど事業の拡充に取り組みます。

また、まちなかを訪れる市民や観光客が、自然豊かな足羽山や足羽川、福井が誇る歴史資源や食等を気軽に楽しめるよう、レンタサイクルによる新たな交通ネットワークを構築していきます。

(1) レンタサイクル事業の拡充

(2) まちなかの交通ネットワークの構築

■ 図 11 サイクルシェア社会実験「ふくチャリ」のマップ



2 利用啓発・イベントの開催

自転車利用を推進するため、市民やNPO等の関係団体と協力し、サイクリングコースや自転車駐車場等の情報を掲載する「自転車マップ」を作成し、自転車の魅力やメリットなどの情報発信やPRを行います。

現在、福井県内には4つのサイクリングロードが設置されており、県では活性化のため、それぞれのサイクリングロード周辺に点在する観光施設などを周遊できるよう、サイクリングロードと周辺施設とのネットワーク化を図っています。福井市内においては、「永平寺福井自転車道」が整備されており、県へ新たなルートの提案や改善などの要望を行うとともに、より安全かつ便利に利用していただくよう情報の発信などに努めていきます。

関係団体等と協力しながら、自転車を活用し市民の健康増進を図る市民サイクリング大会などのイベントを開催します。

自転車、交通、環境、健康等に関するイベント等を通じて、自転車利用の啓発活動を行います。

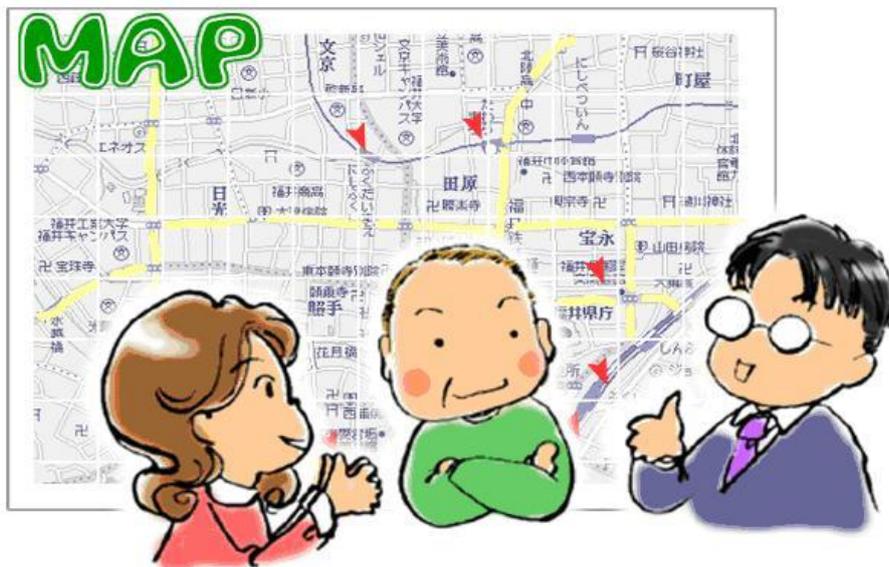
(1) 自転車マップの作成

(2) 自転車の魅力やメリットなどの情報発信・PR

(3) サイクリングロードの情報提供

(4) 市民サイクリング大会などのイベント開催

(5) イベントでの利用啓発



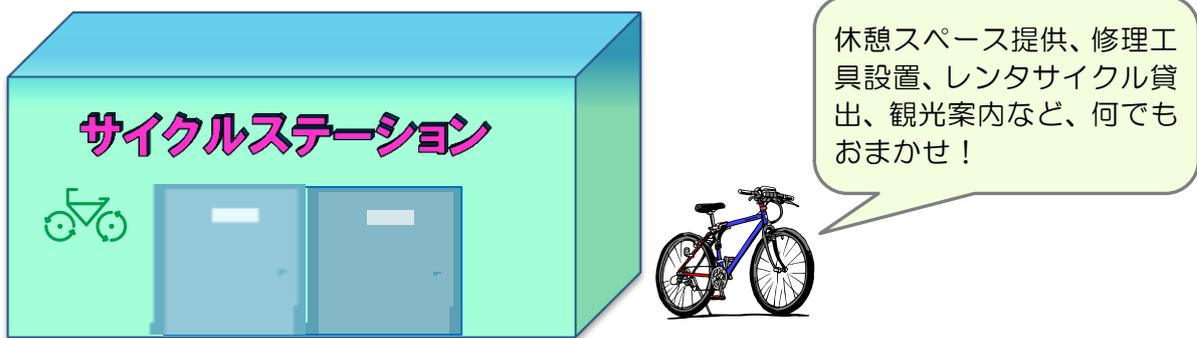
3 サイクルステーション等の設置

レンタサイクルや観光案内のほか、休憩スペースを設置し簡易な修理ができる施設として、中心市街地や主要駅付近などに、自転車利用の拠点となるサイクルステーションの設置に取り組んでいきます。（国土交通省の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に整備事例があります。）

また、自転車利用をサポートする施設として公共施設のほか、コンビニやサイクルショップの協力を得て「自転車の駅」として設置し、空気入れや修理などのサービスを充実し利用促進を図ります。

(1) サイクルステーションの設置

(2) 自転車の駅の設置



4 関係団体との連携

サイクルアンドライドを推進するとともに、サイクルトレインなど電車内への自転車持込みを推奨し、鉄道事業者と連携・協力して自転車の利用を促進する取組を行います。また、事業者自身が行うレンタサイクルについても、市が広報するなど協力して推進していきます。

また、企業に対し、通勤や業務に自転車を活用するよう呼びかけるとともに、自転車利用に積極的な企業には、「自転車利用サポーター企業」として連携を図ります。

高校や大学では、通学に自転車を使う人が多いことから、ルール・マナーなど自転車の安全利用の周知について、教育の一環として取り組んでもらい、安全運転及び駐輪マナーの向上を図ります。

自治会が実施する「地域の見守り活動」において、機動性の高い自転車を活用した見守り活動の実施を呼びかけ、自転車利用による安心・安全な地域づくりに取り組みます。

(1) 鉄道事業者との連携～サイクルアンドライド、サイクルトレイン等の推進

(2) 企業との連携～自転車利用サポーター企業の育成

(3) 学校との連携～ルール・マナーの周知

(4) 自治会との連携～自転車を活用した地域見守り活動の推進

第4節

まもる

自転車利用ルール・マナーの啓発

1 交通ルール・マナーの普及啓発 **重点施策**

交通安全市民運動等において、駅周辺やショッピングセンターなどで啓発のチラシや自転車用反射材等を配布し、道路交通法に基づく自転車利用のルールの遵守、マナーの向上を市民に呼びかける活動を推進します。

また、交通指導員と連携し、自転車通学の多い中高生を対象に、反射材の配布や取り付け方の指導、正しい交通ルールの周知とマナーの啓発活動を推進します。

自動車のドライバーには、自転車の交通ルールを周知し、自転車に対する認識を高める啓発活動を行います。

(1) 交通安全市民運動の活動推進

(2) 自転車通学に係る交通ルールの周知、マナーの啓発

(3) 自動車ドライバーへの啓発

2 交通安全教育の推進

保育園等の幼児及び小学生から中高生に至るまで、発育段階に応じて交通安全教室を行い、保護者を含めて交通安全に対する意識向上を図ります。

近年の高齢者事故増加への対策として、公民館やデイホーム等で交通安全教室を行い、事故防止の取組を進めます。

主に学生を中心として、「自転車安全運転免許証」を発行し、自転車利用者の安全通行、マナー向上を図ります。

(1) 幼児・小学生から中高生までの交通安全教育

(2) 高齢者交通安全教室の実施

(3) 自転車安全運転免許証の発行

3 盗難防止の取組

駐輪中の盗難を防止するため、警察や学校、鉄道事業者など関係機関と連携し、施錠（2重ロック）の徹底を呼びかける啓発活動や自転車駐車場におけるポスター掲示など、取組を強化して実施します。

また、自転車駐車場に監視カメラを設置するなど、盗難防止策を講じていきます。

(1) 施錠（2重ロック）の啓発活動

(2) 監視カメラの設置

4 放置自転車対策の強化

自転車等放置禁止区域においては、自転車の放置禁止の周知を図り、その他区域の路上駐輪の多い場所や市営自転車駐車場については、定期的に一斉調査及び撤去を行うなど、放置自転車対策を強化していきます。

また、自転車の放置を未然に防止するため、警察、学校などの関係機関と連携して啓発キャンペーンを行うなど、駐輪マナーの向上を図ります。

(1) 放置自転車の一斉調査・撤去

(2) 自転車放置防止キャンペーンの実施

5 広報活動の強化

交通ルール・マナーの普及啓発について、市ホームページや市政広報、新聞、テレビ・ラジオ、また、フェイスブックなどのソーシャルメディアなどを活用して広く発信していきます。

(1) 各種メディアによる普及啓発活動

6 自転車事故に対する意識の向上

自転車事故を起こした場合の被害者への応急処置や救急車、警察への連絡などについて、対応マニュアルを作成し、自転車利用者への周知を図っていきます。

また、近年、被害者に対する損害賠償額が高額になってきていることから、TSマーク（自転車安全整備士が点検整備し自転車に貼付するもので、傷害保険と賠償責任保険がつく。）等の保険加入を促進していきます。

(1) 自転車事故対応マニュアルの作成

(2) TSマーク等の保険加入の促進

第5節 関連計画等

自転車利用環境整備に関連する計画等は、次のとおりです。(表 14)

■表 14 関連する計画等

名 称	策定月	期 間	内 容
福井市都市計画マスタープラン	H22年 3月	H22年 ～H42年 (20カ年)	<p>【全体構想】 4つの視点③「移動の骨格づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 歩行者・自転車利用者の空間づくり <p>【分野別構想】 交通体系整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自転車利用空間の整備方針 ・ネットワークづくりの方針 ・自転車駐車場の整備 ・人やまちにやさしい自転車利用の推進 ・協働による自転車利用促進の社会環境づくり <p>【地域別構想】 市街地中心部のまちづくり方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 交通体系整備の方針 ・その他の交通環境の改善 <p>「JR福井駅周辺における自転車で訪れやすい環境づくりのための公共自転車駐車場の確保、自転車等放置禁止区域の見直し、附置義務自転車駐車場等の検討」</p>
第2期福井市中心市街地活性化基本計画	H25年 4月	H25年4月 ～H30年3月 (5カ年)	<p>基本的な方針①「出会う「観光客・来街者の行き交い、おもてなしなどいろどりを整える」</p> <p><行き交いのいろどりを整える事業> (まちなかで気軽に移動できる自転車利用環境の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 第1期からの継続事業…JR福井駅南側自転車駐車場整備事業(H22～26年度) ▪ 第2期の新規事業…中心市街地分散型駐輪場整備事業(H25年度～)
福井市都市交通戦略	H21年 2月	H21年 ～H31年 (10カ年)	<p>将来都市像の実現に向けた都市交通のサービス目標 <地域別の目標、サービス水準></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 中心市街地の交通施策、重点プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・駐車・駐輪環境の整備 ▪ まちなか地区(630.6ha)の交通施策、重点プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・自転車走行空間の環境整備 ▪ 事業プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・交通結節の強化…サイクルアンドライド駐車場整備(おおむね10年間)

名 称	策定月	期 間	内 容
福井市道づくりビジョン	H22年8月	H22年8月～H42年(20カ年)	<p>基本方針1 人にやさしい道づくり <基本目標① 快適な道路空間の形成></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自転車走行環境の確保 「福井市は、市街地を中心として平野部が広がる地形条件を有し、計画的な基盤整備が先行的に実施されていることから、自転車利用に比較的適しており、健康にも環境にもやさしい自転車の利用を促すことなど、今後の積極的な取組が求められています。このため、歩道の段差の解消などにより自転車走行環境を整えるとともに、関係機関との連携を図りながら、既存ストックの活用を基本とした道路幅員構成の柔軟な見直しを検討していきます。また、河川敷などを利用したサイクリングロードの整備やコースの案内看板、誘導標識の設置など、自転車ネットワークの形成に取り組みます。」
福井市交通安全計画	H23年3月	H23年4月～H28年3月(5カ年)	<p>各主体の取組 <行政の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 指針①交通安全指導・啓発活動を推進する。 「自転車の安全利用を推進するため、街頭や学校などにおいて交通安全指導を行い、歩道通行時などにおけるルールの周知や正しい乗り方に関するマナーの向上に努める。」 ■ 指針②交通安全教育を充実する。 「児童に対し、安全に道路を通行するため、危険の予測と回避についての意識と能力を高めるとともに、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得に努める。」 ■ 指針③安全で円滑な交通環境の整備を進める。 「自転車の利用促進を図るとともに、安全に通行するための自転車利用環境の整備を行う。」
福井市環境基本計画	H23年3月	H23年4月～H28年3月(5カ年)	<p>自転車利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関への乗継拠点の自転車駐車場設置 <p>主体別取組 <行政の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境にやさしいまちづくりに取り組む 「自動車に過度な依存をしないまちづくりを進めるため、公共交通機関の利便性の向上に取り組むとともに、歩行者や自転車が移動しやすい環境の整備を進める。」 <p>[公共交通機関への乗継拠点の自転車駐車場収容台数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21年度…4,076台 ・H27年度…4,800台(目標)

名 称	策定月	期 間	内 容
福井市第2次次世代育成支援対策推進行動計画	H22年3月	H22年4月～H27年3月(5カ年)	<p>仕事と子育ての両立支援と子育てしやすい安全・安心な環境を整備する。</p> <p>＜施策の方向④子どもの交通安全を確保するための活動の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 福井市自転車利用環境整備計画の推進と啓発 「自転車による事故を防止するため、安全で快適な自転車利用空間づくりと子どものヘルメット着用など自転車の安全利用の推進を図る。」 <p>※ 平成27年4月から「福井市子ども・子育て支援事業計画」に継承予定</p>
えちぜん鉄道公共交通活性化総合連携計画	H24年3月	H24年～H33年(10カ年)	<p>社会資本整備、利用促進の個別施策 くらしをつなぐ鉄道のあるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄道利用環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅施設の整備改善（自転車駐輪場、P&R 駐車場） 人をつなぐ笑顔のサービスづくり ■ 鉄道利用サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車を活かしたサービスの充実 <p>→ H33年度の利用者目標 333万人（利用目標）</p>
福井鉄道福武線地域公共交通総合連携計画	H21年2月	H20年～H29年(10カ年)	<p>鉄道事業再構築事業実施のために必要な事項 ＜他の公共交通機関等との結節強化＞</p> <p>自転車の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐輪場整備 ■ レンタサイクルの拡充 <p>→ (H29年度) 年間 200万人台の輸送人員の確保</p>

第6節 実施スケジュール

本計画の実施は、おおむね次のスケジュールで進めていきます。(表 15)

■表 15 実施スケジュール

施策内容	目標年次		
	短期 (平成 30 年)	中期 (平成 35 年)	長期 (平成 35 年～)
1 はしる〔自転車通行空間の整備〕			
1 自転車通行空間の整備 重点施策			
2 市道の整備・維持管理			
2 とめる〔自転車駐車場の整備〕			
1 中心市街地における自転車駐車場の整備 重点施策			
2 サイクルアンドライド自転車駐車場の整備			
3 自転車等放置禁止区域の見直し			
3 つかう〔自転車利用の促進〕			
1 自転車を活用した観光の推進 重点施策			
2 利用啓発・イベントの開催			
3 サイクルステーション等の設置			
4 関係団体との連携			
4 まもる〔自転車利用ルール・マナーの啓発〕			
1 交通ルール・マナーの普及啓発 重点施策			
2 交通安全教育の推進			
3 盗難防止の取組			
4 放置自転車対策の強化			
5 広報活動の強化			
6 自転車事故に対する意識の向上			

【資料】

＜策定及び改定の経緯＞

平成 18 年 7 月	第 1 回 福井市自転車利用環境整備計画策定会議の開催 〔庁内の協議体制〕 総合交通課、環境政策課、コンパクトシティ推進室、 監理課、道路課、マーケット戦略室、TMO推進課、 観光開発課、スポーツ課
平成 18 年 7 月～9 月	計画素案の作成
平成 18 年 9 月	関係者との会議 NPO 法人 ROBA 会長 内田 佳次 氏 福井駅前五商店街連合活性化協議会会長 木本 友彦 氏 福井市サイクリング協会事務局長 高村 勝明 氏 NPO 法人福井まちなか NPO 会長 永井 弘明 氏 福井工業大学教授 和田 章仁 氏
平成 18 年 11 月	関係者からの提言書の提出
平成 18 年 11 月	第 2 回 福井市自転車利用環境整備計画策定会議の開催
平成 18 年 12 月	原案の作成
～19 年 3 月	
平成 19 年 3 月	第 3 回 福井市自転車利用環境整備計画策定会議の開催
平成 19 年 4 月～5 月	パブリックコメントの実施
平成 19 年 6 月	福井市自転車利用環境整備計画の決定

【計画の改定】

平成 26 年 5 月～11 月	福井市自転車利用環境整備計画改定の素案作成
平成 26 年 12 月	福井市自転車利用環境整備計画改定関係所属会議の開催
～27 年 1 月	〔庁内の協議体制〕 都市整備室、都市計画課、駅周辺整備課、新幹線推進室、地域 交通課、総合政策室、危機管理室、まちづくり・国際課、環境 課、保健センター、商工振興課、おもてなし観光推進室、公営 競技事務所、農村整備課、監理課、道路課、区画整理課、保健 給食課、スポーツ課、文化課

平成 27 年 1 月

関係者との会議（有識者懇談会）

NPO 法人 ROBA 会長

内田 佳次 氏

福井駅前五商店街連合活性化協議会会長

加藤 幹夫 氏

福井市サイクリング協会理事長

豊嶋 一朗 氏

NPO 法人福井まちなか NPO 理事長

永井 弘明 氏

福井工業大学講師

吉村 朋矩 氏

平成 27 年 2 月

パブリックコメントの実施

平成 27 年 3 月

福井市自転車利用環境整備計画改定の決定

<自転車の主な交通ルール>

- 1 乗ってはいけない自転車
- 2 自転車の通行する場所
- 3 信号の見方
- 4 方向指示などの合図
- 5 並進の禁止
- 6 2人乗り禁止の原則
- 7 児童等のヘルメット、シートベルトの着用
- 8 道路上での練習禁止
- 9 夜間等のライト点灯
- 10 片手運転等の禁止
- 11 傘さし運転の禁止
- 12 携帯電話等を使用しながらの運転禁止
- 13 イヤホン等を使用しながらの運転禁止
- 14 ペット（犬等）を引きながらの運転禁止
- 15 警音器（ベル）の使用
- 16 道路標識の遵守
- 17 徐行の義務
- 18 一時停止の義務、踏切の通過
- 19 泥はね運転の禁止
- 20 交差点での右折の方法
- 21 横断歩道の渡り方
- 22 自転車の歩道上の駐車、道路上の放置等の禁止
- 23 過労運転等の禁止
- 24 酒気帯び運転等の禁止
- 25 交通事故にあったときの対応
- 26 保険加入のすすめ

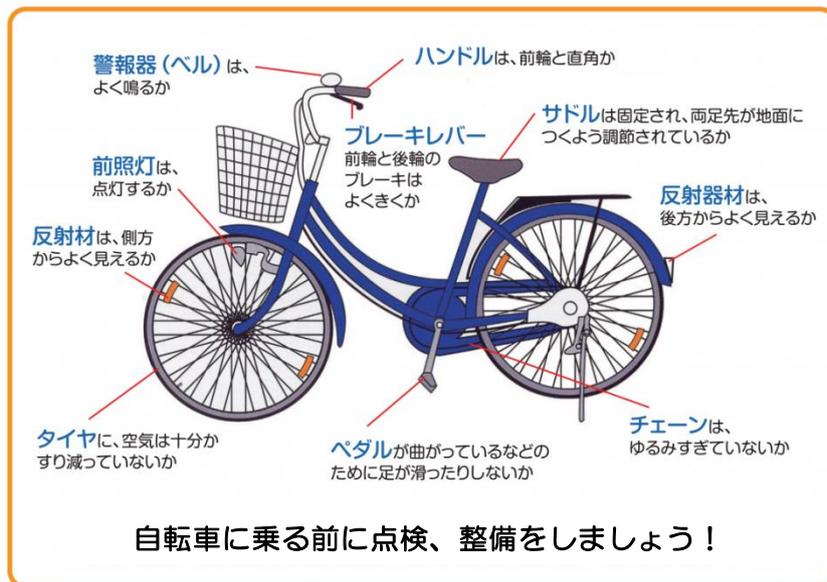
<自転車の主な交通ルール>

主に道路交通法上「普通自転車」と定義されている自転車について、基本的な交通ルールを記載しています。

1 乗ってはいけない自転車

次に掲げる自転車は、危険なため乗ってはいけません。乗る前に点検・整備をしましょう。

- (1) 前輪及び後輪のブレーキ（制動装置）が壊れていたり、備えていないもの
- (2) 夜間において、ライトがつかないもの
- (3) 警音器（ベル）が壊れていたり、備えていないもの
- (4) ハンドル、サドル（適正な高さのもの）、ペダル、チェーン、タイヤ（適正な空気圧、磨耗状況等）、反射器材（後部、側面）などの各部品が整備されていないもの

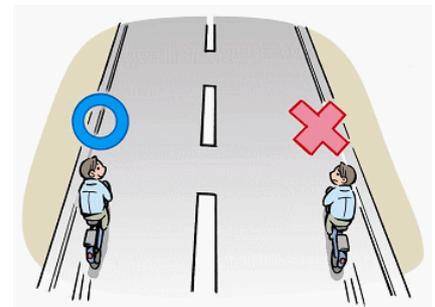


2 自転車の通行する場所

(1) 車道通行の原則

自転車は、道路交通法上「軽車両」とされており、車道を通行するのが原則です。

車道を通行するときは、道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければなりません。また、自転車道等がある場合は、工事等のやむを得ない場合を除き、その部分を通行しなければなりません。



(2) 例外的に歩道を通行できる場合

自転車は、車道通行が原則ですが、次の場合に歩道を通行することができます。

- ① 普通自転車通行可の道路標識があるとき（自転車歩行者道である場合）
- ② 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者であるとき
- ③ 通行の安全を確保するためやむを得ない場合（車道通行が危険な場合等）



自転車及び歩行者専用

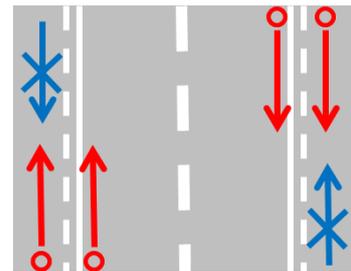


歩行者専用

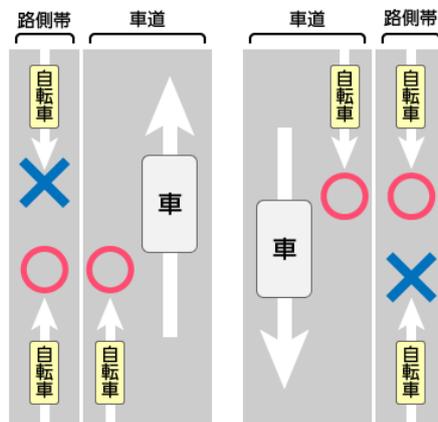
自転車で歩道を通行する場合は、歩行者優先とし、中央から車道寄りの部分、又は、普通自転車通行指定部分がある場合は、その部分を徐行しなければなりません。ただし、歩道の普通自転車通行指定部分において歩行者が通行し又は通行しようとしていない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法で進行することができます。

(3) 路側帯の通行

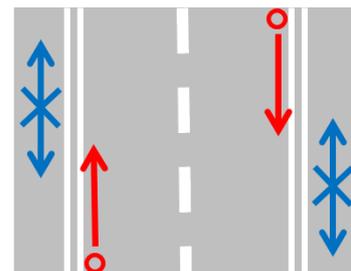
自転車は、歩行者の通行のために車道に設けられた路側帯を通行することができます。ただし、進行方向の左側の路側帯に限り通行でき、歩行者用路側帯（白実線2重線）は通行できません。



駐停車禁止路側帯（白実線+白破線）



路側帯（白実線）



歩行者用路側帯（白実線2重線）

(4) 自転車道、普通自転車専用通行帯等の通行

自転車は、道路上に自転車道（柵等で区切られた自転車専用の道路）、又は、普通自転車専用通行帯（白線で示された自転車レーン）がある場合は、道路工事等やむを得ない場合を除き、その部分を通行しなければなりません。



自転車専用



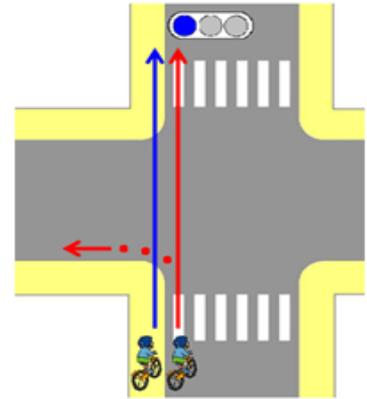
普通自転車専用通行帯

3 信号の見方

自転車は、道路を通行するとき、次のとおり信号に従わなければいけません。

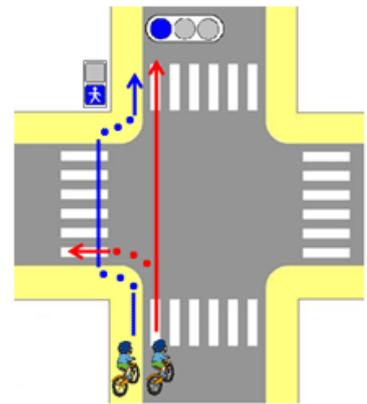
(1) 信号機（青黄赤 3 色。以下同じ。） のみの場合

車道、歩道を通行している自転車ともに、信号機に従って進行します。



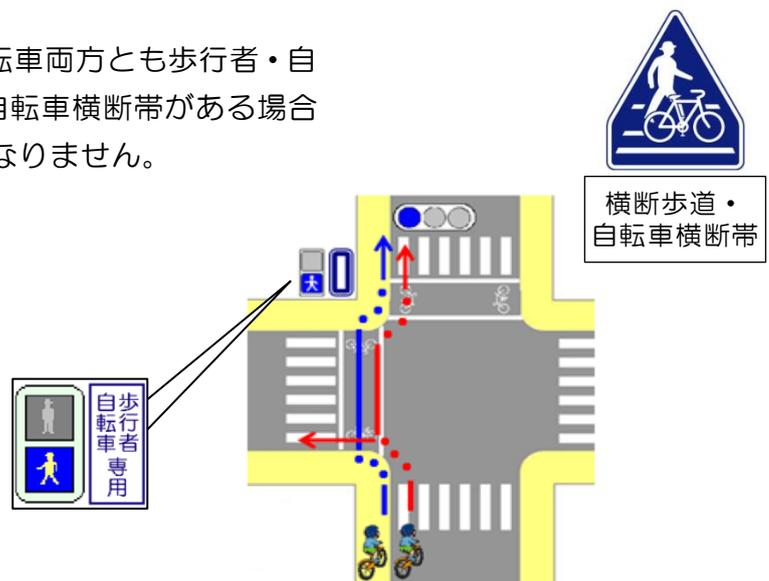
(2) 信号機と歩行者用信号機（人形。以下同じ。）がある場合

車道を通行する自転車は信号機に従い車道を進行し、歩道を通行する自転車は歩行者用信号機に従い横断歩道を進行します。



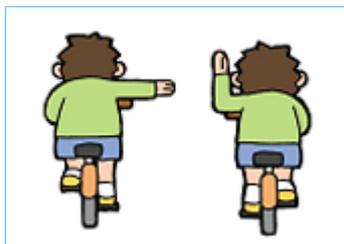
(3) 信号機と歩行者・自転車専用信号機（人形。以下同じ。）、自転車横断帯がある場合

車道、歩道を通行している自転車両方とも歩行者・自転車専用信号機に従い進行し、自転車横断帯がある場合は、その部分を通行しなければなりません。

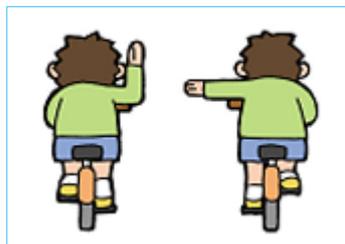


4 方向指示などの合図

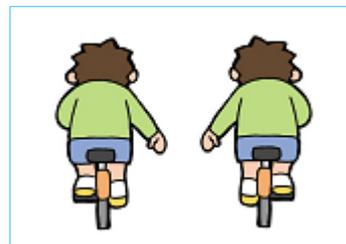
左折、右折、転回、徐行、停止、後退、進路変更するときは、手信号等で合図しなければいけません。



右折



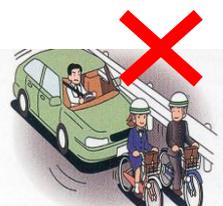
左折



徐行・停止

5 並進の禁止

道路標識により認められている場合を除き、他の自転車と並んで通行してはいけません。ただし、「並進可」の道路標識がある場所では、2台までに限り並んで通行できます。



並進可

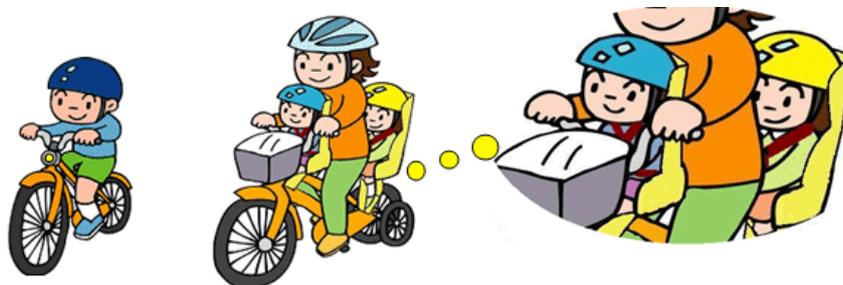
6 2人乗り禁止の原則

原則、2人乗りは禁止です。しかし、幼児2人同乗用自転車に幼児2人を乗車させ、16歳以上の方が運転する場合等は認められています。



7 児童等のヘルメット、シートベルトの着用

児童（6～13歳未満）、幼児（6歳未満）の保護責任者は、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければいけません。また、幼児用座席に幼児を乗せる場合には、シートベルトも着用させましょう。



8 道路上での練習禁止

交通の頻繁な道路における自転車の運転の練習は、してはいけません。



9 夜間等のライト点灯

夜間は、必ずライトを点灯しましょう。また、昼間でもトンネルや濃霧の中など暗いときにもライトをつけましょう。後部には、反射器材をつけて自動車から確認しやすいようにしましょう。



10 片手運転等の禁止

物をもつなどして、片手で運転し、ハンドルやブレーキの操作ができない状態で自転車に乗ってはいけません。また、手放し運転やハンドルに物をかけながらの運転も危険なのでやめましょう。



11 傘さし運転の禁止

傘をさして自転車を運転してはいけません。また、傘を自転車に固定して運転することも不安定となったり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなど危険な場合があるので、やめましょう。



12 携帯電話等を使用しながらの運転禁止

携帯電話等を操作又は注視しながら自転車を運転してはいけません。



13 イヤホン等を使用しながらの運転禁止

イヤホン等を使用し音楽等をきくなどし、周囲の音や声が十分聞こえないような状態で運転してはいけません。



14 ペット（犬等）を引きながらの運転禁止

ペットが予期せぬ方向へ進行し、自転車のバランスを崩して危険な状態となる可能性があるため、ペットを引きながら運転してはいけません。



15 警音器（ベル）の使用

道路標識等により、警音器（ベル）使用箇所とされる左右の見とおしのきかない場所等ではベルを鳴らさなければいけません。ただし、それ以外では、危険を防止するためやむを得ないときを除き鳴らしてはいけません。単に、歩行者の通行が邪魔であるという理由でベルを鳴らしてはいけません。



警笛鳴らせ

16 道路標識の遵守

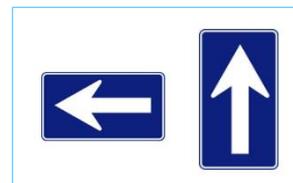
自転車の通行に関する通行止めや進入禁止、一方通行などの道路標識や道路標示がある場所では決まりを守って通行しましょう。



通行止め



車両通行止め



一方通行



車両進入禁止



自転車通行止め



自転車一方通行

17 徐行の義務

自転車は、歩道を通行する場合や「徐行」の道路標識がある場所のほか、左右の見とおしがきかない交差点や曲がり角付近、上り坂の頂上付近、勾配の急な下り坂では徐行（直ちに停止することができるような速度による進行）しなければなりません。

ただし、歩道の普通自転車通行指定部分において歩行者が通行又は通行しようとしていない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐ徐行に移ることができるような速度）と方法で進行することができます。



徐行

18 一時停止の義務、踏切の通過

一時停止の道路標識のある場所では、一時停止しなければなりません。また、踏切を通過する場合は、直前で一時停止し安全確認し自転車から降りて押して渡りましょう。遮断機が下りている又は警報機がなっている時に進入してはいけません。



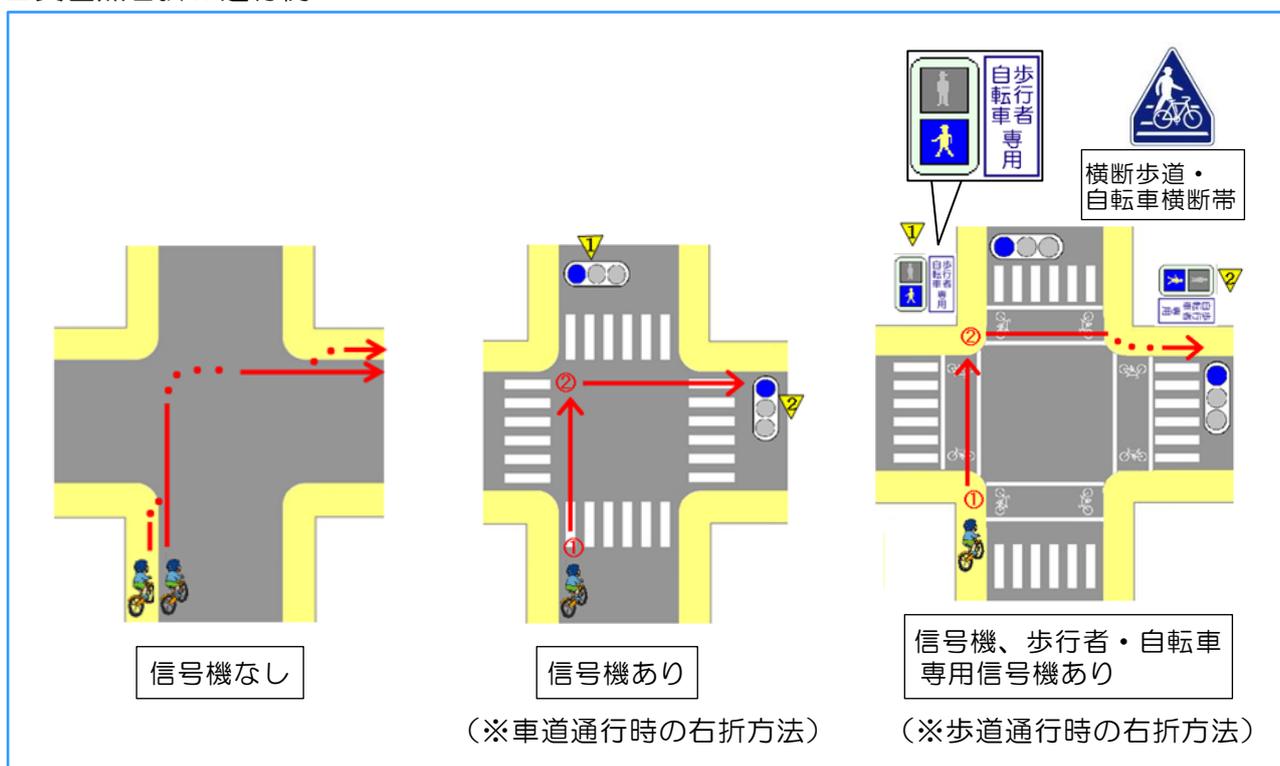
19 泥はね運転の禁止

ぬかるみや水たまりを通行するときは、泥水等をはねて人に迷惑をかけないように、泥よけ器を付け、徐行するなどして通行しましょう。

20 交差点での右折の方法

自転車は、交差点を右折する場合、道路の左側端に寄り、かつ交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。また、信号機のある交差点では、直進後、向きを変えて停止し対面する信号機に従って進行（２段階右折）しなければなりません。歩行者・自転車専用信号機、自転車横断帯があるところでは、その信号に従って進行し、横断帯の部分を通行しなければなりません。

■ 交差点右折の通行例



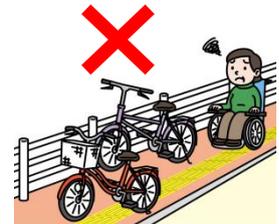
2.1 横断歩道の渡り方

横断歩道上に歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りて押して横断しましょう。



2.2 自転車の歩道上の駐車、道路上の放置等の禁止

自転車を歩道上に駐車してはいけません。また、車道や歩道に放置したり車や歩行者の通行の妨げにならないようにし、点字ブロックの上や近くに駐車しないようにしましょう。自転車は、近くの自転車駐車場に止め、鍵をかけるようにしましょう。



2.3 過労運転等の禁止

過労や病気、薬物等により正常な運転ができない状態で自転車を運転してはいけません。



2.4 酒気帯び運転等の禁止

酒気帯び運転は、してはいけません。また、酒気を帯びている人に自転車を提供したり、運転する人に飲酒をすすめたりしてはいけません。



2.5 交通事故にあったときの対応

事故にあったときは、負傷者を救護し、危険防止措置を行い、119番の緊急通報や警察への連絡（110番通報等）をしなければいけません。



2.6 保険加入のすすめ

近年、自転車事故による被害者への損害賠償額が高額になってきています。万が一に備え、児童も含めて、TSマーク等の保険に加入しておきましょう。



福井市自転車利用環境整備計画〔改定版〕

発行日 平成 27 年 3 月

発行者 福井県福井市

編 集 都市戦略部自転車利用推進課

〒910-8511 福井県福井市大手 3 丁目 10 番 1 号

TEL 0776(20)5387 FAX 0776(20)5139
